

教職課程便覧

教員免許状取得の手引き

AICHI SHUKUTOKU UNIVERSITY

2018



愛知淑徳大学

目 次

I. 教育に志し、教職を目指す諸姉諸兄へ	5
II. 愛知淑徳大学における教員養成の目標・指標	7
III. 教育職員免許状について	9
IV. 本学で取得できる教員免許状の種類及び教科	11
1. 学部	11
2. 大学院	12
3. 所属学科・専攻以外で取得できる教員免許状取得について	13
(1) 幼稚園教諭一種免許状の取得	15
(1)-1 基礎資格	15
(1)-2 単位の修得	15
(1)-3 教育実習	16
(1)-4 幼稚園教諭一種免許状取得に関するガイダンス等日程（2018年度）	18
(1)-5 教員免許状取得に関する科目（幼稚園教諭）	19
(2) 小学校教諭一種免許状の取得	21
(2)-1 基礎資格	21
(2)-2 単位の修得	21
(2)-3 教育実習	22
(2)-4 介護等体験	26
(2)-5 小学校教員免許状取得に関するガイダンス等日程（2018年度）	29
(2)-6 教員免許状取得に関する科目（小学校教諭）	30
(3) 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得	34
(3)-1 基礎資格	34
(3)-2 単位の修得	34
(3)-3 教育実習	35
(3)-4 介護等体験（中学校教諭一種免許状のみ対象）	41
(3)-5 中学校・高等学校教員、栄養教諭免許状取得に関するガイダンス等日程	44
(3)-6 教員免許状取得に関する科目（中学校・高等学校教諭）	47
(4) 特別支援学校教諭一種免許状の取得	75
(4)-1 基礎資格	75
(4)-2 教員免許状取得に関する科目（特別支援学校教諭）	77
(4)-3 教育実習	78
(5) 栄養教諭一種免許状の取得	79
(5)-1 基礎資格	79
(5)-2 単位の修得	79
(5)-3 教育実習	81
V. 学校図書館司書教諭	83
1. 資格の概要	83
2. 履修条件	83

3. 開講科目	83
4. 修了証書の授与	83
VI. 教育職員免許状授与申請	84
1. 一括申請	84
2. 個人申請	84
VII. 教員採用について	85
1. 教員採用選考試験	85
2. 私立学校教員	86
3. 講師	86
4. 教員を目指す学生への進路支援（「対策講座」等）	86
5. 試験対策	87
6. 教員採用選考試験スケジュール	87
VIII. 「教職実践演習」及び『教職履修カルテ』について	88
1. 教職実践演習	88
2. 教職履修カルテ	88
IX. 「教職インターンシップ」科目（2015年度以降入学者対象科目）について	89
1. 科目の概要	89
2. 履修にあたって	89
X. 「教職教養」科目について	90
XI. 「教職プレパレーション」科目（2015年度以降入学者対象科目）について	92
1. 科目の概要	92
2. 履修の区分	92
XII. 参考資料	93
1. 教員資格認定試験について	93
2. 教育職員免許法（抜粋）	95
3. 介護等体験特例法（抜粋）	96
4. 教職に関する情報について	97
5. 教育実習に関する礼状の書き方見本	100
XIII. 愛知淑徳大学「教志会」について	101
XIV. 教職・司書・学芸員教育センターについて	102
1. 利用について	102
2. 教職を目指す学生への支援	102
3. 教職・司書・学芸員教育センター主催の行事等	102
4. ホームページについて	103
5. 教職・司書・学芸員教育センターの施設・物品の利用一覧	103
6. 教職・司書・学芸員教育センター利用上の注意	104
7. 愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター利用規程	105
教員採用試験 学習計画（スケジュール）	106

教員免許状取得に関する科目(中学校・高等学校教諭) 索引

▶日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作	47
▶教職に関する科目・教科又は教職に関する科目	48
▶教科に関する科目	53
文学部 国文学科	53
文学部 総合英語学科	55
文学部 英文学科	56
人間情報学部 人間情報学科	59
心理学部 心理学科	60
健康医療科学部 スポーツ・健康医科学科	62
福祉貢献学部 福祉貢献学科 社会福祉専攻	63
交流文化学部 交流文化学科	64
ビジネス学部 ビジネス学科	69
グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科	74

国
文

英
語

英
文

人
情

心
理

ス
ポ
ー
ツ

社
福

交
流

ビ
ジ

グ
ロ
ー
ウ
コ
ム

I. 教育に志し、教職を目指す諸姉諸兄へ

「国家百年の計」という言葉があります。国家の将来を見据えた計画、というほどの意味です。国の政策のなかで最も重要な点は、次代を担う児童、生徒らのために、精神的に豊かな、成熟した社会を築くことにあります。その意味で、「教育」という仕事ほど大切な営為は、他に見当たりません。

あなたが、教師になりたい、教職に就きたいと思ったきっかけは何ですか。小・中学校や高等学校の授業を通して、敬愛すべき先生との充実した出会いがあったからでしょうか。あるいは、授業後のクラブ活動で、寝食を忘れて熱心に指導してくれた先生との素敵な出会いがあったからでしょうか。これから教職課程を履修する上で、この懐かしい思い出がみなさんにとって大きな励みになることは、言うまでもありません。

ただし、現実の教育現場は、想像を絶する厳しい状況に置かれています。一時人口に膾炙^{かいしゃ}した「いじめ」「不登校」「学級崩壊」「体罰問題」「校内暴力」などの言葉に代弁されるように、学校は複雑で多様な課題を抱え、教育に対する情熱や使命感だけでは対応しきれぬ事態に迫られています。「免許状をもらえるのなら、とりあえず資格取得をめざそう」などという安易な選択は言語道断の振る舞いです。

いま教育現場では、「明るくて豊かな人間性を持った人」、「幅広い教養と実践的な専門知識・技能を身につけた人」、「児童・生徒への愛情と教育に対する使命感を持った人」、「他者の気持ちを理解し、思いやることのできる、協調性を持った人」が求められています。さらに中央教育審議会の答申※は、「社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員」、「知識・技能の絶えざる刷新のために探究力を持ち、学び続ける、自己更新力のある教員」を求め、「これからの教員に求められる資質能力」として、「グローバル化、情報化、特別支援教育等の新たな課題に対応できる力」、「新たな学びを展開できる実践的指導力」、「課題探求型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力」、「総合的人間力」などを提示しています。新規の教員採用においては、これまで以上に質の高さを要求される厳しい現実があるのです。

これから4年間、上記の諸点を念頭におき、「なぜ、教職に就きたいのか?」、「教師に求められる資質や能力とは何か?」、「教師を目指す自分に必要なものは何か?」等々、常に自らに問いかけ、強い意志を持って教師を目指してください。

その上で、以下のことを、教職を目指す上での必要不可欠な心構えとして、肝に銘じておいてください。

1. 教育に対する情熱と使命感を持つ
2. 教職が専門職であるという自覚を持つ
3. 人としての社会的常識を身につける
4. 日々の授業を大切にす
5. 部活動・ボランティア活動・授業外の活動に積極的に参加し、社会的視野を広げる
6. 各種説明会・ガイダンスへの欠席・遅刻、事務手続き等の遅延は決して許されることではないという認識を持ち、CampusSquare や掲示のチェックを励行する
7. **中学校・高等学校で教育実習を行う者は必ず教員採用選考試験を受験する**

本学の教職課程を担当する教職員は、教職を目指す学生の熱意と期待に応えるために、支援と協力の体制を調べて、指導に当たる覚悟です。

愛知淑徳大学・教職課程委員会

※「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(2012年8月28日、中央教育審議会)



教員としての適性、教員に求められる資質・能力

学校現場が求める教員、あるいは教師像を以下に掲げます。

○愛知が求める教師像

- 1 広い教養と豊富な専門知識・技能を備えた人
- 2 児童生徒に愛情をもち、教育に情熱と使命感をもつ人
- 3 高い倫理観をもち、円満で調和のとれた人
- 4 実行力に富み、粘り強さがある人
- 5 明るく、心身ともに健康な人
- 6 組織の一員としての自覚や協調性がある人

(「平成30年度愛知県公立学校教員採用選考試験受験案内」による)

○岐阜県の求める教師像

- 1 幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師
- 2 誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師
- 3 指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師

(「平成30年度岐阜県公立学校教員採用選考試験選考の概要」による)

○教員として求める人物像 (三重県)

- * 教育に対する**情熱と使命感**をもつ人
子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人
- * 専門的知識・技能に基づく**課題解決能力**をもつ人
常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人
- * 自立した社会人としての**豊かな人間性**をもつ人
優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

(「平成30年度 三重県公立学校教員採用選考試験実施要領」による)

○静岡県教育委員会が求める教員像

頼もしい教員

- ◆ 教育者としての使命感、誇りをもった教員
- ◆ 子どもに対する教育的愛情や責任感のある教員
- ◆ 人間の成長、発達について深い理解のある教員
- ◆ 学習指導、生徒指導等に関する専門的知識や技能をもった教員
- ◆ 広く豊かな教養をもった教員

これらを基盤とした実践的指導力をもった教員

(「平成30年度 静岡県公立学校教員募集案内・選考試験要項」による)

○名古屋市が求める教師像

専門的な知識と幅広い教養を有し、教育に対する情熱と使命感をもち、健康な体と豊かな人間性を備えた知・徳・体のバランスのとれた人材

(「名古屋市教員採用試験要項」による)

II. 愛知淑徳大学における教員養成の目標・指標

2016年11月、教育公務員特例法の一部改正法が公布され（施行は2017年4月）、教員等の養成・採用・研修を通じた一体的な改革を推進するために、公立学校等の校長及び教員任命権者は、地域の実情に応じて、教員等の資質向上に関する育成指標を定め、それを踏まえた教員研修計画を定めることとされた。教育委員会は、教員養成を担う大学等との共通認識のもと「育成指標」を策定し、キャリアを通してそれぞれの段階で求められる資質・能力の向上に努めることを目指し始めている。教員養成の一端を担う愛知淑徳大学においても、採用・着任時の教員が求められる資質・能力を十分に理解し、教員養成の目標・指標を明示した上で、その実現に向けた教員養成課程の編成と教員養成教育の充実を図ることは急務であると考え、以下に「愛知淑徳大学における教員養成の目標・指標」を掲出するものである。

素 養

1. 教育的使命感・責任感

- ①児童生徒の伸長・発展への可能性を正しく捉え、教育的愛情をもって寄り添い、支え、児童生徒の成長に喜びを感じることができる。
- ②児童生徒の育成を真摯に考え、将来を担う児童生徒の成長を請け負う使命感や責任感を自覚している。

2. 倫理観・人間性・実行力

- ①高い倫理観と遵法精神を持ち、児童生徒の模範・手本となるような行動を心がけ、児童生徒との信頼関係を築くことができる。
- ②児童生徒の目標となるような魅力的な人間像を追求できる。
- ③主体的に行動し、地道に、粘り強く、職務に取り組むことができる。

3. 自己更新力・創造的思考力

- ①深く幅広い教養と高い専門性を兼ね備えるとともに、常に自分の現状を相対化し、向上心を持って自ら学び続ける意欲を持っている。
- ②新たな課題・問題に直面しても、しなやかに、したたかに対応するとともに、常に創意工夫を凝らし、ものごとに対処できる。

4. コミュニケーション力

- ①児童生徒や同僚の思いを正しく理解することができる。
- ②自分の考えを分かりやすく伝えるとともに、周囲の状況や相手の思いを踏まえ、共通理解を図りつつ、協働的に行動することができる。

教育指導力

1. 児童生徒理解力

- ①児童生徒の発達段階や成長に関わる基礎的な知識を身につけている。
- ②児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人ひとりに教育的愛情を持って積極的に関わることができる。

2. 学習指導力

- ①学習指導要領を理解している。
- ②発問や板書、授業の構成、授業環境の整備など、基礎的な指導技術を身につけ、指導計画に従い、児童生徒の実態を踏まえた学習指導を実践しようとする。

3. 生徒指導力

- ①生活指導及びキャリア教育の意味を理解している。
- ②生徒個人や生徒集団を指導するための手立て・方法を理解し、実践しようとする。

4. 教育・学習支援力

- ①「違いを共に生きる」という多様性への理解に基づく人権感覚を持つとともに、児童生徒の個性を尊重し、個の状況に応じた指導・支援の必要性を理解・認識している。
- ②特別支援教育、外国児童生徒教育、帰国子女教育など、特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育の基礎的な知識・方法を身につけ、実践しようとする。

マネジメント力

1. 学級経営力・学年経営力・学校運営力

- ①理想とする児童生徒の姿を思い描き、その実現に向けて実践しようとする。
- ②学校教育の意義や教育に関する今日的課題への認識を深め、教育に関わる情報に意識的・自覚的である。
- ③児童生徒の実態に合わせた学級経営や授業運営の方針を立てることができる。

2. 学校安全維持・危機管理能力

- ①学校安全についての基礎的な知識を身につけている。
- ②児童生徒の周りに存在する危機を察知し、回避したり、適切な対応を施したりすることができる。
- ③組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めることができる。
- ④他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩み、課題について相談したり、問題を共有したりしながら、解決策を講じることができる。

3. 同僚との連携・協働性

- ①社会人としての良識・責任感を持ち、円滑な人間関係を築くことができる。
- ②組織の一員として、求められている役割を理解し、同僚と協働的に物事を進めることができる。
- ③他の教職員と積極的に関わり、疑問点や悩み、課題について相談したり、問題を共有したりしながら、解決策を講じることができる。

4. 保護者・地域社会との連携・協働性

- ①教育公務員としての自覚のもと、社会とのつながりを意識して行動することができる。
- ②家庭、地域、関係諸機関との連携・協働の必要性・重要性を理解し、積極的に関わるることができる。

Ⅲ. 教育職員免許状について

教育職員免許状とは

教員になるには、まず「教育職員免許状」（以下、「教員免許状」もしくは「教諭免許状」と表記）を取得しなければなりません。

戦前、教員になるためには師範学校で学ぶ必要がありました。今でも教員になるためには、教員養成系の大学や教育学部などで学ばなければならないと思っている人が多いのではないのでしょうか。

しかし、みなさんが卒業した中学校や高等学校の先生方の大半は教員養成系の大学や教育学部の出身者ではありません（全国的に、中学校の約5～6割、高等学校の約7～8割の教員が、教員養成系でない一般大学や学部の出身者です）。今日では、教職課程の設置を許可された（教職課程認定を受けた）一般大学・学部で、必要な単位を修得した場合に、教員免許状の取得が認められています（これを「開放制」の教員養成制度といいます）。つまり、専攻する学問分野での専門知識・技能を確実に修得していることが、教員になるための基礎的条件とされているのです。

ただし、教員になるためには専攻する学問分野での専門知識に加えて、現場で起きる教育上の諸問題に対応する専門的な知識や技法を修得することが一層重要となってきます。

教員免許状には、「普通免許状」「特別免許状」「臨時免許状」の3種類があります。

本学で取得できるのは「普通免許状」です。そのため、本便覧ではこの「普通免許状」について説明します。「普通免許状」は、修学レベルに応じて「専修免許状」「一種免許状」「二種免許状」の3種類に分かれています。

専修免許状は大学院の修士課程（又は博士前期課程）を修了した人（修士）に、一種免許状は四年制大学を卒業した人（学士）に、二種免許状は短期大学を卒業した人（短期大学士）に与えられます。

以下の表は、教員の種類ごとにどのような「普通免許状」があるかを示します。

教員の種類	修士	学士	短期大学士
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
中学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	
特別支援学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
養護教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状
栄養教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状

- 短期大学を卒業しただけでは一種免許状が取得できないため、高等学校の教員になれない。
- 中学校及び高等学校の教員免許状は、さらに教科別に区分されている。
- 特別支援学校とは、これまでの盲・聾・養護学校をいう。詳しくは、「特別支援学校教諭一種免許状の取得」を参照する。
- 教員免許状は、都道府県の教育委員会に授与申請をし、教育委員会が発行する。取得した教員免許状は、発行した教育委員会の所在地に拘らず、全国のどの都道府県でも有効となる。
- 2009年度に導入された教員免許状更新制により、教員免許状は、法規定に基づき、10年ごとの「更新」（書換え）が必要となる。「更新制」については、「教員免許更新制」の頁を参照する。



教員免許更新制

2007年6月に教育職員免許法が改正されたことにより、2009年4月1日から教員免許更新制が導入されました。この制度の概要は次のとおりです。

【導入の目的】

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質・能力が保持されるように、定期的に最新の知識技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指します。

【更新制の内容】

教員免許状に10年間の有効期限が付き、更新するためには2年間で30時間の更新講習を受講することが必要となります。

【有効期限について】（2009年4月1日以降に授与された免許状）

- ・免許状の有効期限は所要資格※を得てから10年後の年度末までとなります。
（2018年3月16日に所要資格を得て、授与された免許状は2028年3月31日まで有効）
- ※「所要資格」とは、免許状授与に必要な学位と単位を満たした状態を指す。
- ・免許状の有効期間を更新するためには有効期間満了前の2年間で更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請する必要があります。

【更新講習について】

教員免許状の有効期限や更新講習修了確認期限を更新するためには、大学や都道府県教育委員会などが開設する更新講習を受講・修了しなければなりません。

ただし、更新講習を受講できる者は次のとおり限られています。

- ① 現職教員
- ② 教員採用内定者
- ③ 教育委員会や学校法人が作成した臨時任用（又は非常勤）教員リストに登録されている者
- ④ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ⑤ その他文部科学省令で定めるもの

上記のとおり、教員（非常勤講師等を含む）として勤務していない、講師登録等をしていない者は、更新講習を受講することはできません。

有効期限（更新講習修了確認期限）までに講習を修了できなかった場合、教壇に立つためには、大学での単位の再修得は必要ありませんが、更新講習を受講し、修了する必要があります。

文部科学省のホームページにも随時情報が掲載されていますので各自確認してください。

IV. 本学で取得できる教員免許状の種類及び教科

1. 学部

学部を卒業して取得できる教員免許状は、次のとおりです。

学部	学科・専攻	免許状の種類	教科
文学部	国文学科	中学校教諭 一種	国語
		高等学校教諭 一種	
	総合英語学科	中学校教諭 一種	英語
		高等学校教諭 一種	
	教育学科	小学校教諭 一種 ※1	特別支援学校教諭 一種 ※1 (領域: 知的障害者・肢体不自由者・病弱者)
		英文学科 ※4	
		高等学校教諭 一種	
人間情報学部	人間情報学科	高等学校教諭 一種	情報
心理学部	心理学科	高等学校教諭 一種	公民
健康医療科学部	スポーツ・健康医科学科	中学校教諭 一種	保健体育
		高等学校教諭 一種	
	健康栄養学科	栄養教諭 一種	
福祉貢献学部	福祉貢献学科 社会福祉専攻	高等学校教諭 一種	福祉 ※3
	福祉貢献学科 子ども福祉専攻	幼稚園教諭 一種 ※1	
交流文化学部 ※2	交流文化学科	中学校教諭 一種	社会
			英語
			中国語 ※3
		高等学校教諭 一種	公民
			地理歴史
			英語
		中国語 ※3	
ビジネス学部	ビジネス学科	高等学校教諭 一種	商業
			情報 ※3
グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科	中学校教諭 一種	英語
		高等学校教諭 一種	

※1 この免許状取得に必要な科目はすべて学科・専攻の専門教育科目として開講している。

※2 交流文化学部では英語・中国語・社会・地理歴史・公民の教員免許状取得が可能であるが、卒業と同時に複数の教員免許取得が保障されているわけではない。専攻プログラムやゼミ所属など自分の専門領域を視野に入れ、履修を進めることが必要である（中国語は2015年度以前入学者のみ）。

※3 この免許状は、2015年度以前入学生が対象となる。2016年度以降の入学生は取得することができない。

※4 2017年度以前入学生が対象となる。

2. 大学院

大学院博士前期（修士）課程を修了して取得できる教員免許状は、次のとおりです。また、2012年度以前の入学者は教職・司書・学芸員教育センター・教学事務室に申し出てください。

2013年度以降入学者に適用

研究科・専攻等		免許状の種類	教科
文化創造研究科	文化創造専攻	中学校教諭 専修	国語
		高等学校教諭 専修	
教育学研究科	発達教育専攻	小学校教諭 専修	
グローバルカルチャー・コミュニケーション研究科	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻 言語文化コース	中学校教諭 専修	英語
		高等学校教諭 専修	
	グローバルカルチャー・コミュニケーション専攻 交流文化コース	中学校教諭 専修	社会
		高等学校教諭 専修	地理歴史 公民
ビジネス研究科	ビジネス専攻	高等学校教諭 専修	商業 情報※

※この免許状は、2017年度以前入学者が対象となる。2018年度以降の入学者は取得することができない。

専修免許状の取得を希望する場合は、取得予定の専修免許状と同一学校種・教科の一種免許状を取得していなければなりません。

詳しくは、大学院履修要覧の「VI. 教育職員免許状の取得（全研究科共通）」を確認してください。

3. 所属学科・専攻以外で取得できる教員免許状取得について

所属学科・専攻以外の教員免許状（以下「他学科免許状」）の取得を目指す方法を紹介します。詳細は、それぞれのガイダンス・説明会に参加して確認してください。

ただし、現実的には、時間割の重複、キャンパス間移動の問題など、多くの困難が伴い、4年生までに単位がそろわない場合もあります。

文学部教員免許状取得プログラム（2018年度より「文学部複数教員免許状取得プログラム」を名称変更）

- ・ これから説明する文学部教員免許状取得プログラムは、2018年度以降の文学部入学生を対象としたものです。2017年以前に文学部に入学した学生は、それぞれの入学年度学生を対象とする「文学部複数教員免許状取得プログラム」（2010年度開設）の内容を確認してください。
- ・ 所属学科で取得可能な教員免許状に加えて、小学校教員免許状又は中学・高等学校教員免許状の取得を可能にするものです。
- ・ このプログラムにより取得できる所属学科別教員免許状の種類は、次のとおりです。

国文学科	小学校教諭一種免許状
総合英語学科・英文学科	小学校教諭一種免許状
教育学科※	中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語） 中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）

※教育学科所属学生は、国語もしくは英語のどちらか一方を選択する。
- ・ 国文学科学生が英語の中学校や高等学校の教員免許状取得を目指す場合、また総合英語学科・英文学科学生が国語の中学校や高等学校の教員免許状取得を目指す場合は、このプログラムの対象になりません。
- ・ したがって、このプログラムを利用して、国文学科学生が中高一種（英語）免許状を取得することはできません。同様に総合英語学科・英文学科学生が中高一種（国語）免許状を取得することはできません。

おもな注意点

- ・ このプログラムに登録できるのは**1年次前期**の入学直後の指定した期間に限ります。期間外にプログラムを履修することはできません。
- ・ 新入生対象ガイダンス中にプログラム登録説明会を開催し、「**文学部教員免許状取得プログラム登録票**」を指定した期間内に提出した学生のみを本プログラム履修者と判断します。
- ・ 本プログラムに定められた条件を満たさない場合は、登録資格を取消され、所属学科以外の教員免許状の取得ができなくなります。
- ・ 文学部教員免許状取得プログラムと副専攻プログラムを利用した他学科免許状取得との併用はできません。

詳細は、冊子「文学部教員免許状取得プログラム」（2010年度～2017年度入学者は「文学部複数教員免許状取得プログラム」）及びガイダンスでの説明によって確認してください。

副専攻プログラムを利用した他学科免許状取得

副専攻プログラム履修者に他学科免許状取得に必要な教職課程科目の履修を認めています。

希望する他学科免許状を有する学科・専攻が開設する副専攻プログラムを履修して、他学科免許状取得に必要な科目を履修し、単位の修得などの要件を満たすことを確認の上、都道府県教育委員会へ教員免許状授与申請をおこなうことにより、他学科教員免許状の取得が可能となります。

おもな注意点

- ・ 副専攻プログラムを履修するには、**前年度に出願して試験に合格すること。**
- ・ 出願できる副専攻プログラムは、自分の入学年度に開設された副専攻プログラムのみ。
- ・ 所定の基準を満たさず副専攻プログラムの履修資格が取消になった場合は、他学科免許状取得のための科目の履修はできなくなります。
- ・ 副専攻プログラムの履修は2年次から開始すること。(他学科免許状取得には履修すべき科目が多く、3年次終了までに必要単位が取得できず、教育実習ができないため)
- ・ 文学部教員免許状取得プログラムと副専攻プログラムを併用することはできません。
- ・ 他学科免許状取得のための特別な配慮はしません。(時間割の重複を避ける、抽選科目の優先、キャンパス移動など)
- ・ 教育実習等により授業時間が確保できない場合は、他学科免許状取得のための実習等ができないことがあります。
- ・ 卒業までに教育実習ができないことがあります。(3年次までに必要単位が揃わない、教育実習校の確保ができないなど)

文学部教員免許状取得プログラム登録取消又は辞退した学生が特に注意すること

文学部教員免許状取得プログラムに登録した学生が、当該プログラムを登録取消又は辞退して、副専攻プログラム利用による教員免許状取得プログラムを希望する者は、教育実習をおこなうために下記の条件を満たす必要があります。

国文学科・総合英語学科・英文学科の学生

- ・ 実習前年度終了時までに、「教育実習 (小)」「教育実践演習 (小)」以外の小学校教員免許状取得に必要な科目をすべて修得しなければなりません。なお、副専攻プログラムの「教育」の履修カリキュラムにおいては「教育実習 (小)」は4年次に履修することになっているため3年次に履修できません。
- ・ 1年次での取り直し又は辞退をした場合、副専攻プログラムを3年次に開始(2年次に出願)しても2年次に教職に関する科目が一切履修できないため、実習前年度終了までに必要な科目をすべて修得することができません。よって、在学の最短4年間で小学校教員免許状取得が不可能となります。

教育学科の学生

- ・ 2年次後期終了時までに、教育実習(中・高)実施のために、所定の単位*を修得しなければなりません。

* 所定の単位…希望する他学科免許取得についての、
教職に関する科目 6 単位 (流用可能科目は除く)
教科に関する科目 8 単位

- ・ 1年次で取消又は辞退をして副専攻プログラムを3年次に開始(2年次に出願)しても、2年次に教職に関する科目が一切履修できないので、在学4年間で他学科教員免許状取得が不可能となります。

詳細は冊子「2018年度 複数専攻制度(副専攻プログラム)と複数学位取得制度のご案内——多様な学びを実現するために——」(2010年度~2017年度は年度ごとの副専攻プログラム案内)の副専攻プログラムの履修カリキュラムを確認してください。

(1) 幼稚園教諭一種免許状の取得

幼稚園教諭一種免許状は、福祉貢献学部福祉貢献学科子ども福祉専攻の学生が取得できます。
幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、次の1～3が必要です。

1. 基礎資格
2. 単位の修得
3. 教育実習

2019年度以降の教育職員免許状取得について

2019年度より、教育職員免許法及び教育職員免許状法施行規則の改正に伴い、教育職員免許状取得のための科目が変わります。

2018年度までの学部在学学生で、卒業後（2019年度以降）、本学大学院に進学や科目等履修生を希望して、教育職員免許状の取得を目指したいという場合は、できるだけ早い時期に教職・司書・学芸員教育センター又は福祉共同研究室に相談してください。

(1)-1 基礎資格

基礎資格とは、教員免許状を取得するために必要な最低限の条件です。

教員免許状を取得するためには、大学を卒業し「学士」の学位を得ることが必要です。この「学士」の学位が基礎資格です。

卒業要件単位は、所属学部の履修要覧を参照してください。

(1)-2 単位の修得

教員免許状取得のためには、定められた単位を修得する必要があります。

教員免許状取得に必要な単位数は、次のとおりです。

2016年度以降入学者に適用

科目区分	必要単位数
教科に関する科目	6単位
教職に関する科目	39単位
教科又は教職に関する科目※	6単位
合計	51単位
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
情報機器の操作	2単位

2015年度以前入学者に適用

科目区分	必要単位数
教科に関する科目	6単位
教職に関する科目	40単位
教科又は教職に関する科目※	5単位
合計	51単位
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
情報機器の操作	2単位

※「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位数を、この区分に充てて計算することができる。

上記の表は、区分ごとに必要な単位数を記載しています。区分で開講されている科目や、科目の必修・選択の別は、本章「(1)-5 教員免許状取得に関する科目（幼稚園教諭）」に掲載されているので、各自確認してください。

なお、科目一覧に掲載されている必修等の区別は、卒業上の必修等の区別と異なるので注意してください。

(1)-3 教育実習

教育実習をおこなうための条件

- ① 「教職入門」「教育心理学」「発達心理学」「幼児理解の理論と方法Ⅰ(2016年度以降入学者は「幼児理解の理論と方法Ⅱ」)」の4科目すべてを修得していること。
 - ② 保育内容の指導法に関する科目18単位以上を履修中又は修得していること。
 - ③ ガイダンスに必ず出席していること(本年度は、5月頃に実施予定)
- 教育実習実施の可否については、教職課程委員会において審議の上、決定します。

時期・期間

教育実習の期間は、4週間です。「教育実習Ⅰ(2週間)」及び「教育実習Ⅱ(2週間)」と分かれており、「教育実習Ⅰ」は2年後期に、「教育実習Ⅱ」は4年前期におこなわれます。

申し込み

「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を希望する学生には、1年次5月頃にガイダンスをおこないます。その際、実習を申し込んでください。ガイダンス実施の詳細は、CampusSquare や掲示で通知します。

教育実習(幼稚園)登録申請書の提出

ガイダンス時に配布する「教育実習(幼稚園)登録申請書」を福祉共同研究室に提出します。提出期限までに提出がない場合、教育実習を希望しないものとして対応します(提出期限は、ガイダンスで通知します)。

教育実習園の選択

「教育実習Ⅰ」は、原則として大学が指定した幼稚園でおこないます。
「教育実習Ⅱ」は、可能な限り学生の希望する幼稚園でおこないます。

教育実習の正式依頼

依頼は大学がおこないます。

実習園の決定・内諾

教育実習依頼園からの受入れの回答が大学に届き次第、一括して福祉共同研究室前に掲示し、通知します(2月～3月頃)。

教育実習開始まで

健康診断の受診等

2年次・3年次の4月に大学で実施される学生健康診断を必ず受診してください。

「抗体価検査(はしか、流行性耳下腺炎、風しん、水痘)」は、「教育実習Ⅰ」の開始までに済ませてください。なお、実習先に指示された場合のみ「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」の開始1週間前に「検便(赤痢・サルモネラ菌・O-157)」(大学が指定した機関で行うことができる)を済ませてください。

事前指導及びガイダンス等

「教育実習指導Ⅰ」において「教育実習の手びき」を2年次4月に配付し、実習前・実習中・実習終了後の手続き・注意事項について指導します。なお、3年次前期に「教育実習Ⅱ」ガイダンスを実施し、幼稚園選定の希望調査をおこないます。

教育実習指導に関与する教員

「指導教員」とは、実習生への学内での指導を担当する本学の教員のことです。

「巡回教員」とは、巡回訪問指導を担当する本学の教員のことです。

他に、幼稚園において実習生の指導を担当する幼稚園教員が実習園で定められます。

指導教員及び巡回教員は、本学教員の中で割り当て、決定次第（6月下旬頃）、「教育実習指導Ⅰ」の授業内でお知らせします。

事前訪問終了後は、速やかに巡回教員を訪ねてください。その際、実習のスケジュール・実習中の連絡方法などを報告し、実習についての打合わせをおこなってください。

教育実習費の納入

教育実習では、教育実習費が必要です。

教育実習費は、2年次11月及び4年次6月に納入となります。納入については、経理事務室より案内が自宅に送られます。「教育実習（幼稚園）登録申請書」を提出した時から教育実習についての手続きがすすめられているため、万一教育実習を取り止めた場合でも、教育実習費を納入しなければならないことがあります。

教育実習の辞退

「教育実習（幼稚園）登録申請書」を一旦提出した学生は、原則として辞退できません。

ただし、修得単位不足などのやむを得ない理由で教育実習参加ができなくなった場合は、速やかに福祉共同研究室に申し出て、辞退の手続きを取ってください。

教育実習期間中の注意

事前指導を含め、教育実習期間中、アルバイト及び就職に関する一切の活動を中止し、教育実習に専念してください。教育実習は通年科目です。同年度前期・後期継続して1年間大学に在学していることが履修の条件となります。近年、教育実習生の挨拶、言葉遣い、態度等に関する厳しい批判が増え、服装の乱れも問題になっています。将来の進路として教職に就く選択をした覚悟をもち、態度や身だしなみに特に留意することを切望します。

教育実習を通して知り得た情報については、守秘義務を負うことになります。個人の情報等を知り得た場合、みだりに他言してはなりません。LINE、ブログ、ツイッターなどのソーシャルメディアに実習の経験を掲載したり、園児の連絡先を聞いたり、学外で園児と会ったりすることも厳禁です。なお、健康管理はしっかりおこない、実習直前1週間前から実習終了まで、毎日健康状況を記録するとともに、実習中は、実習園に報告してください。

また、体調不良を感じたら、すぐに医療機関にかかってください。医師の診断の結果、感染の恐れがある（麻しん、インフルエンザ、ノロウイルスなど）、療養の必要のある（ケガ・病気）など、実習が予定通り出来ない状況となった場合は、至急、実習園に連絡して指示を仰ぐとともに訪問指導教員に報告してください。

教育実習終了後

- ・教育実習終了後、貴重な体験をさせていただいた感謝を込め、実習園へお礼状を出してください。
- ・「実習ノート」は、実習担当教員からの連絡に従い、指定した期限までに提出してください。

(1)-4 幼稚園教諭一種免許状取得に関するガイダンス等日程（2018年度）

下記のとおり実習・説明会などの実施を予定しています。詳細は福祉共同研究室より通知します。

学年	開講期	教育実習	備考欄	他学科学生等
1年生	前期	教育実習ガイダンス（5月頃）		
	後期			副専攻P出願・審査
2年生	前期	教育実習指導 I		副専攻P履修開始
	後期	検便※・抗体価検査（教育実習 I 開始までに済ませる） 教育実習 I	※実習先に指定された場合のみ、検便は実習開始1週間前におこなうこと。	副専攻P履修者の教育実習（幼）は、履修条件を満たしたら履修可能
3年生	前期			
	後期			
4年生	前期	検便※ 教育実習 II	※実習先に指定された場合のみ、検便は実習開始1週間前におこなうこと。	
	後期	教育実践演習（幼） 教員免許状一括申請 教員免許状授与（卒業式）		

免許関連の開講科目の詳細は、福祉貢献学部履修要覧に記載しています。なお、「教育実習 I・II」においては履修条件があるため、履修要覧で必ず確認すること

(1)-5 教員免許状取得に関する科目（幼稚園教諭）

教員免許状取得に関する科目は、表のとおりです。単位数の必修、選択は免許取得上の区分です。卒業要件上の区分ではありませんので注意してください。

2016年度以降入学者に適用

	免許法施行規則に定める科目区分	子ども福祉専攻開講科目	単位数		修得すべき単位数	
			必修	選択		
教科に関する科目	国語	※子どもと言葉 児童文学 絵本論		2 2 2	※の中から 6単位以上 ただし、国語、 算数、生活、 音楽、図画工 作、体育から 3つ以上の免 許法施行規則 に定める科目 区分を選択し なければなら ない	
	算数	※子どもと数・図形		2		
	生活	※子どもと生活		2		
	音楽	※子どもと音楽 音楽基礎技能Ⅰ 音楽基礎技能Ⅱ 音楽基礎技能Ⅲ 音楽基礎技能Ⅳ		2 1 1 1 1		
	図画工作	※子どもと造形 造形基礎技能Ⅰ 造形基礎技能Ⅱ		2 1 1		
	体育	※子どもと体育 体育基礎技能Ⅰ 体育基礎技能Ⅱ		2 1 1		
教職に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職入門 保育者論	2	2	51単位以上 (必修を含む)
	教職の意義等に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 保育原理Ⅰ 保育原理Ⅱ	2	2 2	
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学 発達心理学	2 2		
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度論	2		
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2		
		・保育内容の指導法	保育内容指導法	2	2	
			保育内容総論Ⅰ	2		
			保育内容総論Ⅱ	2		
			保育内容健康Ⅰ	1		
			保育内容健康Ⅱ	1		
保育内容人間関係Ⅰ			1			
保育内容人間関係Ⅱ	2					
保育内容環境Ⅰ	1					
保育内容環境Ⅱ	2					
保育内容言葉Ⅰ	1					
保育内容言葉Ⅱ	2					
保育内容表現Ⅰ	1					
保育内容表現Ⅱ	2					
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	2				
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解の理論と方法 教育相談	2 2			
教育実習		教育実習指導Ⅰ 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	2 2 2			
教職実践演習		教職実践演習（幼）	2			
その他の科目	日本国憲法	日本国憲法	2			
	体育	スポーツ科学 健康と運動		2 2	これら2科目より 1科目選択必修	
	外国語コミュニケーション	Basic English 1 English 1 (Listening) English 4 (Speaking 1) English 6 (Speaking 2)		2 2 2 2	これら4科目より 1科目選択必修	
	情報機器の操作	コンピュータリテラシーⅠ コンピュータリテラシーⅡ		2 2	これら2科目より 1科目選択必修	

各科目について、読み替え先の開講科目は、履修要覧を参照する。

2015年度以前入学者に適用

	免許法施行規則に定める科目区分	子ども福祉専攻開講科目	単位数		修得すべき単位		
			必修	選択			
教科に関する科目	国語	※子どもと言葉 児童文学 絵本論		2 2 2	※の中から6単位以上 ただし、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育から3つ以上の免許法施行規則に定める科目区分を選択しなければならない		
	算数	※子どもと数 ※子どもと図形		2 2			
	生活	※子どもと生活		2			
	音楽	※子どもと音楽 音楽基礎技能Ⅰ 音楽基礎技能Ⅱ		2 1 1			
	図画工作	※子どもと造形 造形基礎技能(A・B)		2 2			
	体育	※子どもと体育 体育基礎技能(A・B)		2 2			
教職に関する科目	数教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職入門 保育者論	2	2	51単位以上(必修を含む) 40単位以上(必修を含む)	
		教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理 保育原理Ⅰ 保育原理Ⅱ	2		2 2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理学 発達心理学	2	2		
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度論	2			
	教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ	2	2		
			・保育内容の指導法	保育内容指導法 保育内容総論Ⅰ 保育内容総論Ⅱ 保育内容健康Ⅰ 保育内容健康Ⅱ 保育内容人間関係Ⅰ 保育内容人間関係Ⅱ 保育内容環境Ⅰ 保育内容環境Ⅱ 保育内容言葉Ⅰ 保育内容言葉Ⅱ 保育内容音楽的表現Ⅰ 保育内容音楽的表現Ⅱ 保育内容造形的表現(A・B) 保育内容身体的表現(A・B)	2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 2 2		2
		・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法論	2			
			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・幼児理解の理論及び方法	幼児理解の理論と方法Ⅰ 幼児理解の理論と方法Ⅱ		2
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談 臨床発達検査法	2		2
		教育実習	教育実習指導Ⅰ 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2			
		教職実践演習	教職実践演習(幼)	2			
		その他の科目	日本国憲法	日本国憲法	2		
体育			スポーツ科学 健康と運動		2 2	これら2科目より1科目選択必修	
			外国語コミュニケーション	Basic English 1 English 1 (Listening) English 4 (Speaking 1) English 6 (Speaking 2)			2 2 2 2
情報機器の操作	2014年度以降入学者対象 コンピュータリテラシーⅠ コンピュータリテラシーⅡ				2 2	これら2科目より1科目選択必修	

各科目について、読み替え先の開講科目は、履修要覧を参照する。

(2) 小学校教諭一種免許状の取得

小学校教諭一種免許状は、文学部教育学科の学生が取得できます。
小学校教諭一種免許状を取得するためには、次の1～4が必要です。

1. 基礎資格
2. 単位の修得
3. 教育実習
4. 介護等体験

2019年度以降の教育職員免許状取得について

2019年度より、教育職員免許法及び教育職員免許状法施行規則の改正に伴い、教育職員免許状取得のための科目が変わります。

2018年度までの学部在学学生で、卒業後（2019年度以降）、本学大学院に進学や科目等履修生を希望して、教育職員免許状の取得を目指したいという場合は、できるだけ早い時期に教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室に相談してください。

(2)-1 基礎資格

基礎資格とは、教員免許状を取得するために必要な最低限の条件です。

教員免許状を取得するためには、大学を卒業し「学士」の学位を得ることが必要です。この「学士」の学位が基礎資格です。

卒業要件単位は、所属学部の履修要覧を参照してください。

(2)-2 単位の修得

教員免許状取得のためには、定められた単位の修得する必要があります。

教員免許状取得に必要な単位数は、次のとおりです。

科目区分	必要単位数
教科に関する科目	8単位
教職に関する科目	45単位
教科又は教職に関する科目※	6単位
合計	59単位
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
情報機器の操作	2単位

※「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位数を、この区分にあてて計算することができる。

上記の表は、区分ごとに必要な単位数を記載しています。区分内で開講されている科目の詳細や、科目の必修・選択の別は、本章「(2)-6. 教員免許状取得に関する科目（小学校教諭）」に掲載した科目一覧から各自で確認してください。

なお、科目一覧に掲載されている必修等の区別は、卒業上の必修等の区別と異なるので注意してください。

(2)-3 教育実習

教育実習をおこなうための条件

教育実習実施の可否については、教育学科内で審議・決定し、教職課程委員会の承認を得ます。

2年次終了時までに「教育実習（小）」、「教職実践演習（小）」以外の小学校教員免許状取得に必要な科目を履修しなければなりません。

また、2年次前期の累積 GPA2.5 未満の場合、3年次には教育実習をおこなうことができない場合があります。

時期・期間

教育実習は、3年次に4週間おこないます。

重 要

休学・留学の時期と期間によって、3年次での実習ができない場合があります。詳細は、教職・司書・学芸員教育センターで確認してください。

申し込み※

2年次4月に、3年次で教育実習を希望する学生を対象に教育実習（小）申込ガイダンスをおこないます。ガイダンス開催の詳細は、CampusSquare や掲示で通知します。

教育実習希望校の選択

教育実習は、原則として出身小学校（卒業した小学校）に依頼します。

ただし、愛知県内市町村立小学校（名古屋市を除く。以下同じ）及び名古屋市立小学校については、教育委員会が出身小学校以外の実習校に配当します。詳しくは、次の表のとおりです。

出身小学校の設立区分	出身小学校への希望
愛知県内市町村立小学校※	不可
名古屋市立小学校※	
愛知県外の公立小学校	可
国立	
私立	

※申し込みにあたっては、次の条件を満たしている必要があるため、希望時にまず、条件充足の有無について確認する

愛知県内市町村立小学校

1. 愛知県内市町村立小学校卒業生（名古屋市を除く県内出身者）
2. 「愛知県公立学校教員採用選考試験」を志願する者又は志願した者

名古屋市立小学校

1. 名古屋市立学校の教職につく強い意思をもつ者
2. 「名古屋市公立学校教員採用選考」を志願する者
3. 名古屋市立小学校、中学校のいずれかの卒業者

CampusSquare からの教育実習の履修登録

「教育実習（小）申込ガイダンス」終了後の履修願登録の期間中に CampusSquare から登録します。期限までに登録がない場合、教育実習を希望しないものとして対応します（登録期限は、ガイダンス時に通知します）。

教育実習の正式依頼

教育実習の正式依頼は、以下の表にしたがって教育実習希望校ごとにおこないます。「個別に小学校を訪問して依頼」する場合とそうでない場合があります。

出身小学校の設立区分	依頼方法	手続き
愛知県内市町村立小学校 名古屋市立小学校	大学が取りまとめて教育委員会へ依頼（出身小学校への個別依頼は不可）	①
愛知県外の公立小学校 国立 私立	個別に小学校を訪問して依頼	②

手続き

- ① 愛知県内市町村立小学校、名古屋市立小学校で教育実習を希望する場合
依頼は大学がおこないますが、教育実習受け入れ人数に限りがあります。希望者多数の場合、学内で選考をおこないます。
教育実習の申し込みが許可された学生は、教育実習実施前年度の2年次12月頃に、学内で開催される申し込み説明会に出席し、申請書類等を受け取り、提出しなければなりません。
なお、教育実習校の正式な決定は、手続き後の3～4月頃になります。
- ② 「個別に小学校を訪問して依頼」する場合
大学からの正式な内諾依頼状（公文書）を持参して、各自で教育実習希望校を訪問し、依頼します。内諾依頼状の配付時期は、申込時に指示します。依頼時には、次の点に留意してください。
 - ・学校によって、受け入れを「先着順」や「5月中の申し込みまで」としている場合があるので、内諾依頼状を受け取ったら、早めに連絡を取り、実習申し込みの受け付け期間、方法などを確認すること。
 - ・訪問時は、事前に教頭先生又は教育実習担当の先生へ電話をし、訪問日時を確約してから訪問する。なお、この訪問時には手土産は持参しない。
 - ・服装、頭髪には気をつけ、礼儀正しい態度で臨むこと。
 - ・きびきびとした言動、明朗で親しみのある態度で臨むこと。

- ・岐阜市立小学校で教育実習を希望する場合には、実習校へ内諾依頼訪問をおこなうとともに、岐阜市教育委員会への申し込み（面談あり）が別途必要のため、岐阜市教育委員会のホームページの要項を確認の上、各自で手続きをおこなうこと。
- ・依頼後は、「教育実習依頼結果報告書」を教職・司書・学芸員教育センターへ必ず提出すること。
- ・内諾依頼状提出は不要であると実習依頼校から言われた場合には、まず内諾の回答は内諾依頼状に同封された内諾書をもって戴きたい旨、実習依頼校へお願いすること。特段の事情などにより実習依頼校が内諾依頼状を受け取れないと言われた場合には、速やかに教職・司書・学芸員教育センターに報告すること。
- ・教育実習申し込みに際し、実習校や教育委員会独自の申請書類を大学が提出する必要がある場合には、速やかに申請書類、申請要項などを教職・司書・学芸員教育センターに持参すること。

教育実習校の決定・内諾

教育実習依頼校からの受け入れの可否が大学に届き次第、CampusSquare で通知します。教職・司書・学芸員教育センターで資料を受け取ってください。

内諾書が大学へ届いた場合や、教育委員会からの割り振りがおこなわれ、教育実習校が決定された場合には、教育実習校の校長先生宛に受け入れに対する礼状を出してください。必ず全員が礼状を教育実習校へ送付することとなります。

受け入れが不可となった場合は、新たに教育実習依頼校を探す必要があるので、速やかに教職・司書・学芸員教育センターに報告してください。

教育実習開始まで

健康診断の受診

3年次4月に大学で実施される学生健康診断を必ず受診してください。受診できない場合、実費で個人受診することになります。

事前指導等

3年次前期の「教育実習（小）」の授業内で教育実習（小）直前ガイダンスを行います。その際「教育実習記録簿」を配付し、実習前・実習中・実習終了後の手続き・注意事項について指導します。

教育実習指導教員

教育実習指導教員には、「訪問指導教員」と「遠隔指導教員」があります。

「訪問指導教員」は、教育実習中に教育実習校を訪問し、教育実習の指導を担当してくださる先生のことです。「遠隔地指導教員」は、遠隔地の学校で教育実習を行う学生に対して、訪問指導のかわりに、実習中に実習校や実習生と連絡をとり、実習指導をおこないます。

指導教員は、本学教員の中で割り当てられ（個別に訪問指導教員を決定・依頼することはできない）、決定次第（5月上旬頃）、CampusSquare でお知らせします。

決定後は、指導教員に提出する書類に必要事項を記入の上、速やかに指導教員を訪ねてください。その際、実習のスケジュール・実習中の連絡方法などを報告し、訪問日時等の打ち合わせをおこなってください。

教育実習費の納入

教育実習では、大学と教育実習校それぞれに教育実習費の納入が必要となります。

大学へ支払う教育実習費は、3年次の6月に納入となります。納入については、経理事務室より案内が自宅に送られます。CampusSquareで「教育実習（小）」の履修願を登録した時点から教育実習についての手続きがすすめられているため、万一教育実習を取り止めた場合でも、教育実習費を納入しなければならないことがあります。なお、**学納金・実習費未納の場合、実習はできません。**

教育実習校へ支払う教育実習費（諸経費）は、原則として、実習校から請求された金額を実習校の指示にしたがって納入してください。教育実習費について実習校から請求・案内が大学に届いた場合は、CampusSquareでお知らせします。不明な点は、事前打ち合わせ等を利用して実習校に確認しましょう。

教育実習の辞退

修得単位不足等の、やむを得ない理由で教育実習ができなくなった場合には、速やかに教職・司書・学芸員教育センターに申し出て、辞退の手続きをおこなってください。辞退が認められた場合には、教育実習校宛に辞退の公文書を発行します。各自で教育実習校へ公文書を持参し、お詫びをしてください。

教育実習期間中の注意

事前指導を含め、教育実習期間中は、アルバイト及び就職に関する一切の活動を中止し、教育実習に専念してください。教育実習は通年科目です。同年度前期・後期継続して、1年間大学に在学していることが履修の条件となります。近年、教育実習生の挨拶、言葉遣い、態度等に関する厳しい批判が増え、服装の乱れも問題になっています。将来の進路として教職に就く選択をした覚悟をもち、態度や身だしなみに留意することを切望します。

教育実習を通して知り得た情報については、**守秘義務を負うこと**になります。個人の情報等を知り得た場合、みだりに他言してはなりません。LINE、ブログ、ツイッターなどのソーシャルメディアに実習の経験を掲載したり、児童の連絡先を聞いたり、学外で児童と会ったりすることも厳禁です。

なお、健康管理を確実にを行い、実習直前1週間から実習終了まで、毎日健康状況を記録するとともに、実習中は実習校に報告してください。

また、体調不良を感じたら、すぐに医療機関にかかってください。医師の診断の結果、感染の恐れがある病気（麻しん、インフルエンザ、ノロウイルスなど）や、療養を要するケガ・病気などであることが判明し、実習が予定通りに出来ない状況となった場合は、至急実習校に連絡して指示を仰ぐとともに、教育実習指導教員と教職・司書・学芸員教育センターに報告してください。

教育実習終了後

- ・教育実習終了後、速やかに、貴重な体験をさせていただいた感謝の気持ちを込め、**教育実習校の校長先生宛に礼状**を出してください（XII. 5. 教育実習に関する礼状の書き方見本参照）。
- ・教員採用選考試験の結果発表後、改めて、**校長先生宛にお礼を兼ねて、合否の結果を報告**してください。
- ・『教育実習記録簿』の提出については、「教育実習（小）」授業担当者の指示に従ってください。

(2)-4 介護等体験

小学校教諭免許状を取得するためには、教育実習の他に7日間の介護等体験が必要となります。

介護等体験は、愛知県外出身者も愛知県内の社会福祉施設・特別支援学校でおこないます。小学校教諭免許状の取得を希望する学生は、下記の該当する科目を履修します。

対象学生	履修科目
教育学科の学生	教育学科専門教育科目 「介護実践演習」
教育学科以外の学生で 中学校教諭免許状の取得を希望する学生	教職課程科目 「介護等体験」

人間情報学科、心理学科、創造表現学科、医療貢献学科、福祉貢献学科、ビジネス学科で小学校教諭免許状取得を希望する学生は、教育学科専門教育科目「介護実践演習」を履修します。

介護等体験の意義・目的

1997年「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(いわゆる「介護等体験特例法」)が公布され、1998年度入学者から、小・中学校の教員の普通免許状取得のためには、7日間の介護等体験が必要となりました。

義務教育に従事する教員は、教員としての資質の向上や義務教育の一層の充実を期待されており、その意味で、個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることが、特に重要であると考えられています。特例法の目的は、障害者や高齢者への介護・介助の体験や交流を通して、人の痛みが分かり、各人の価値観の相違を認められる心をもった一人の人間として、いかなる人とも、ともに学び、ともに生きる信念を確立していくことにあります。

介護等体験の心得

介護等体験に臨むためには、事前指導をきちんと受けなければなりません。事前指導では、実施に向けての具体的な内容や留意点についての指導や確認がされます。体験を効果的に、そして有意義なものとするための基本的留意事項は次のとおりです。

- ① 一人の人間として、誠意をもって積極的に行動すること。
- ② 主体は対象者であることを認識し、対象者への敬意と人権への配慮に留意すること。
- ③ 体験先の施設長又は指導担当者の指示に従い、勝手な行為のないよう十分心して、誠心誠意こなうこと。
- ④ 当日の服装については指導担当者の注意に必ず従い、ピアス、ネックレス等のアクセサリーは着用しないこと。
- ⑤ 健康管理に注意し、衛生・安全確保に配慮すること。
実施直前に体調が悪い場合(たとえばインフルエンザや麻しんなどの感染症に罹患している場合等)は実施を見合わせ、すぐに医療機関で受診するとともに、必ず施設や学校及び教職・司書・学芸員教育センターに連絡し、指示を受けること。そのため、前もって健康に留意し、万全の状態に臨むこと。勝手に期日の変更はできない。
- ⑥ 交通費・昼食代などは自己負担となる。
- ⑦ 昼食は、施設・学校の指示に従うこと。
- ⑧ 介護等体験を通して知り得た情報については、守秘義務を負うことになる。
体験中に知り得た個人の情報は、絶対他言しないこと。
- ⑨ 何か問題が起こった場合は、必ず教職・司書・学芸員教育センターに連絡を取ること。

介護等体験の受け入れ施設・学校と期間

社会福祉施設等…… 5 日間

特別支援学校…… 2 日間

計 7 日間

介護等体験の内容

- ① 介護、介助、自立支援、療育、養育
- ② 散歩の付き添い、行事の参加等交流体験
- ③ 掃除、清掃等職員業務の補助

介護等体験の参加

(1) 参加申込みから受け入れ施設・学校の決定まで

ガイダンス

2 年次10月に、次年度介護等体験を希望する学生に対して第 1 回ガイダンスをおこないます。説明を聞いた上で熟考し、参加するかどうか決定してください。

介護等体験履修願の登録

介護等体験申込ガイダンス終了後の履修願登録の期間中に CampusSquare から登録します。申込手続きについては、ガイダンス内で説明します。

なお、介護等体験は 3 年次の 8～1 月に実施しますが、日程と体験先は、学内で抽選をおこなうため、必ずしも個人の希望が通るとは限りません。旅行や私費での留学で長期に不在となる場合、日程の調整が困難になるので慎重に計画してください。また、介護等体験は通年科目です。

同年度前期・後期継続して 1 年間大学に在学していることが履修の条件となります。

体験費納入

3 年次の 6 月に、大学へ体験費（2018 年度 12,300 円を予定）を納入します。体験費には教科書代や記録簿代、社会福祉施設での体験費などが含まれます。詳しくは、経理事務室より納入についての案内が自宅に送られます。CampusSquare で「介護実践演習」を履修登録した時点から介護等体験についての手続きがすすめられているため、万一介護等体験を取り止めた場合でも、介護等体験費を納入しなければならないことがあります。

受け入れ施設・学校の決定

3 年次 6～7 月頃、受け入れ施設・学校が決定します。施設・学校の割り振りは、受け入れ窓口である愛知県私大協議会を通じて、愛知県社会福祉協議会、愛知県教育委員会がおこないます。

(2) 介護等体験参加まで

ガイダンス

3 年次「介護実践演習」授業内で、第 2 回ガイダンスをおこないます。

健康診断の受診

施設での体験には健康診断書の提出が必要な場合があります。3 年次 4 月に大学で実施される学生健康診断を必ず受診してください。受診できない場合、実費で個人受診することになります。

なお、施設によっては細菌検査（検便）等の結果の提出を求められる場合があります。該当する施設で体験に参加する学生は、教職・司書・学芸員教育センターで検査に関する資料と検査キット

を受け取り、指定された期日に検体を提出してください。また、細菌検査等の結果が出るまでに1～2週間かかります。細菌検査などの検体提出や検査ができなかった場合は、施設から体験を断わられる可能性があります。

事前指導

3年次の「介護実践演習」の授業で、介護等体験に臨むための事前指導がおこなわれます。欠席のないようにし、予備知識を持って介護等体験に参加してください。

体験辞退

CampusSquareで介護等体験の履修願を登録した学生は、原則として辞退できません。ただし、やむを得ない理由により参加ができなくなった場合は、速やかに教職・司書・学芸員教育センターに申し出て、辞退の手続きを取ってください。

(3) 体験終了後

介護等体験が終了すると、施設長・学校長より「介護等体験証明書」が発行されます。この証明書は、4年次に小学校教諭免許状を教育委員会に申請する際必要となります。なお、「介護等体験証明書」は、原則として大学と体験校の間でのやりとりをします。「**介護等体験証明書**」は**再発行されません**ので、取扱いにはくれぐれも注意してください。

また、介護等体験終了後は、貴重な体験をさせていただいたことへの感謝を込めて、**受け入れ施設の施設長と学校の校長先生へ礼状を出してください。**

「介護等体験記録簿」は、教職・司書・学芸員教育センターへ期限までに必ず提出してください。

介護等体験の免除

下記の①～⑪のいずれかに該当する学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第二条第3項により、小学校教諭免許状取得のために、介護等体験を免除することができます。該当する学生は、教職・司書・学芸員教育センターに申し出てください。

介護等体験を免除する学生は、教員免許状申請時に介護等体験が不要となることを証明する書類(①～⑪のいずれかに該当することを証明する書類)が必要となります。

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者
- ⑪ 身体障害者手帳を有する者(障害の程度1級～6級)

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
(介護等の体験を免除する者) 第三条第1項、第2項
(平成九年十一月二十六日文部省令第四十号)

(2)-5 小学校教員免許状取得に関するガイダンス等日程 (2018年度)

2018年度は、下表のとおりガイダンス・説明会等の実施を予定しています。

詳細は、開催日近くに CampusSquare、掲示板（教職・司書・学芸員教育センター・教育学科及び教育学事務室）で通知します。

対象学年	時 期	対 象	ガイダンス・説明会等	内 容
1年	4月	教育学科生	新入生対象教育学科ガイダンス	教員免許状の取得方法について等・文学部教員免許状取得プログラムについての説明及び「登録票」の提出（中・高免の取得希望者のみ）
	4月	文学部生 （国文学科・総合英語学科生対象）	文学部免許状取得プログラム説明会	文学部教員免許状取得プログラムについての説明及び「登録票」の提出
	7月頃	他学科免許状取得希望者	他学科教員免許状取得ガイダンス	所属学科以外で取得できる教員免許状の取得方法について等
2年	4月	小一種免取得希望者	教育実習（小）申込ガイダンス	2019年度に教育実習をおこなうための教育実習校選定、手続きの説明等 CampusSquare で「教育実習（小）履修願」の登録
	10月	小一種免取得希望者	介護等体験ガイダンス （小中免合同で開催）	2019年度介護等体験に関する詳しい説明や参加にあたっての心構え等 CampusSquare で「介護実践演習履修願」の登録
	12月	2019年度愛知県内市町村立小学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等
	12月	2019年度名古屋市立小学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等
3年	4月	「介護実践演習」履修者	介護等体験申込者ガイダンス	2018年度介護等体験にあたっての諸注意等
	4月	「教育実習（小）」履修者	教育実習（小）直前ガイダンス	2018年度教育実習の最終確認等「教育実習記録簿」の配付
	5-11月頃	「教育実習（小）」履修者	教育実習	小学校で4週間の教育実習をおこなう
	8-1月頃	小一種免取得希望者	介護等体験	社会福祉施設5日、特別支援学校2日計7日の介護等体験をおこなう
4年	10月	今年度3月卒業見込者	教員免許状一括申請1次申請説明会	免許状授与までの手続きの説明及び1次申請書類の確認等
	12月	教免一括申請1次申請者	教員免許状一括申請2次申請説明会	2次申請書類の確認・作成等
	3月卒業式	教免一括申請2次申請者	教員免許状授与	卒業式当日に教員免許状を配付

■ ガイダンスを欠席した場合は、教育実習・介護等体験への参加は認められません。したがって、在学の最短4年間での教員免許状の取得はできなくなります。

■ やむを得ない理由により欠席せざるを得ない場合は、事前に教職・司書・学芸員教育センターに申し出て指示を受けてください。なお、私的な留学、部活動（公式な試合への出場以外）、旅行、アルバイト、掲示の見落とし等は、ガイダンス・説明会欠席・提出物遅延の理由として一切認められません。

教員採用試験・講師登録・資格認定試験など進路支援に関するガイダンス等のスケジュールは、VII.6. 教員採用選考試験スケジュールを参照してください。

(2)-6 教員免許状取得に関する科目（小学校教諭）

教員免許状取得に関する科目は、以下の科目区分の表のとおりです。

科目区分

- ▶ 日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作
- ▶ 教科に関する科目
- ▶ 教職に関する科目
- ▶ 教科又は教職に関する科目

おもな注意点

単位数の必修、選択は免許取得上の区分です。卒業要件上の区分ではありませんので、注意してください。

▶ 日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作

分野	対象学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	全学科	日本国憲法	2		
体育	全学科	スポーツ科学		2	1科目選択必修
		健康と運動		2	
外国語 コミュニケーション	総合英語学科 以外の学科	Basic English 1		2	1科目選択必修
		English 1 (Listening)		2	
		English 4 (Speaking 1)		2	
		English 6 (Speaking 2)		2	
	総合英語学科	Elementary English 4		2	1科目選択必修
		Intermediate English 4		2	
情報機器の操作	人間情報学科 以外の学科 (2014年度以降 入学生)	コンピュータリテラシーⅠ		2	1科目選択必修
		コンピュータリテラシーⅡ		2	
	人間情報学科 以外の学科 (2013年度以前 入学生)	情報スキルⅠ (Word・PowerPoint)		2	1科目選択必修
		情報スキルⅡ (Excel・Access)		2	
	人間情報学科	情報処理論	2		

■各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

▶教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
国語（書写を含む）	初等国語（書写を含む）		2	4科目選択必修
社会	初等社会		2	
算数	初等算数		2	
理科	初等理科		2	
生活	初等生活		2	
音楽	初等音楽		2	
図画工作	初等図画工作		2	
家庭	初等家庭		2	
体育	初等体育		2	
	体育特殊演習		2	
最低修得単位数	小一種免取得 8単位			

▶教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職入門	1	2		
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	1	2		
	教育文化史	3		2	
	教育心理学	1	2		
	発達心理学	2		2	
	教育制度	1	2		
	比較教育論	2		2	
	学級経営	3		2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程	1	2		
	国語科教育法Ⅰ	1	2		
	国語科教育法Ⅱ	2		2	
	社会科教育法Ⅰ	2	2		
	社会科教育法Ⅱ	3		2	
	算数科教育法Ⅰ	1	2		
	算数科教育法Ⅱ	2		2	
	理科教育法Ⅰ	2	2		
	理科教育法Ⅱ	2		2	
	生活科教育法Ⅰ	1	2		
	生活科教育法Ⅱ	2		2	
	音楽科教育法Ⅰ	2	2		
	音楽科教育法Ⅱ	3		2	
	図画工作科教育法Ⅰ	2	2		
	図画工作科教育法Ⅱ	3		2	
	家庭科教育法Ⅰ	2	2		
	家庭科教育法Ⅱ	3		2	
	体育科教育法Ⅰ	2	2		
	体育科教育法Ⅱ	2		2	
	道徳指導法	2	2		
特別活動指導法	2	2			
教育方法	2	2			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導	2	2		
	教育相談(カウンセリングを含む)	2	2		
	カウンセリング	3		2	
教職実践演習	教職実践演習(小)	4	2		
教育実習	教育実習(小)	3	5		
最低修得単位数	小一種免取得 45単位				

▶教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	学校教育体験		1	
	児童保健		2	
	介護実践演習		1	
	生涯発達支援論		2	
	国際理解教育論		2	
	総合演習		2	
	児童英語		2	2012年度以降に修得した単位のみ算入できる。
	児童英語教育法Ⅰ		2	2012年度以降に修得した単位のみ算入できる。
	児童英語教育法Ⅱ		2	2012年度以降に修得した単位のみ算入できる。
	教育フィールドワークⅠ		2	2017年度以前入学者のみ適用
	教育フィールドワークⅡ		2	2017年度以前入学者のみ適用
外国人児童生徒教育概論Ⅰ		2	2017年度以前入学者のみ適用	
外国人児童生徒教育概論Ⅱ		2	2017年度以前入学者のみ適用	
	教科に関する科目から最低修得単位数（8単位）を超えて修得した単位			最低修得単位数を超えない限りは「教科又は教職に関する科目」の単位にまわすことはできない。
	教職に関する科目から最低修得単位数（45単位）を超えて修得した単位			
最低修得単位数	小一種免取得 6単位			

(3) 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得

中・高等学校教諭一種免許状を取得するためには、次の1～4が必要です。

1. 基礎資格
2. 単位の修得
3. 教育実習
4. 介護等体験
(中学校教諭一種免許状のみ対象)

2019年度以降の教育職員免許状取得について

2019年度より、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教育職員免許状取得のための科目が変わります。

2018年度までの学部在籍学生で、卒業後(2019年度以降)、本学大学院に進学や科目等履修生を希望して、教育職員免許状の取得を目指したいという場合は、できるだけ早い時期に教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室(所属キャンパスによる)に相談してください。

(3)-1 基礎資格

基礎資格とは、教員免許状を取得するために必要な最低限の条件です。

教員免許状を取得するためには、大学を卒業し「学士」の学位を得ることが必要です。この「学士」の学位が基礎資格です。

卒業要件単位は、所属学部の履修要覧を参照してください。

(3)-2 単位の修得

教員免許状取得のためには、定められた単位を取得する必要があります。

教員免許状取得に必要な単位数は、次のとおりです。

科目区分	必要単位数	
	中学校一種免許状	高等学校一種免許状
教科に関する科目	20単位	20単位
教職に関する科目	32単位	28単位
教科又は教職に関する科目※	8単位	12単位
合計	60単位	60単位
日本国憲法	2単位	2単位
体育	2単位	2単位
外国語コミュニケーション	2単位	2単位
情報機器の操作	2単位	2単位

※「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要単位数を超えて修得した単位数を、この区分内に充てて計算することができる。

上記の表は、区分ごとに必要な単位数を記載しています。区分内で開講されている科目や、科目の必修・選択の別は、「(3)-6 教員免許状取得に関する科目(中学校・高等学校教諭)」で各自確認してください。

なお、科目一覧に掲載されている必修等の区別は、卒業上の必修等の区別と異なるので注意してください。

(3)-3 教育実習

教育実習実施の可否については、以下の条件を満たし、教職課程委員会において審議の上、決定します。

教育実習をおこなうための条件

2015年度以降入学者は、以下の①～⑧の条件を満たすこと。

2014年度以前入学者は、以下の③～⑧の条件を満たすこと。

① 2年次前期の累積 GPA が2.0以上であること。

② 教職教養チェックテストに合格すること

・ 1年次前期履修登録後（5月初旬）に販売される指定年度の『教職教養30日完成』（書き込み式の問題集、予定価格1,000円）を購入し、繰り返し自習した上で、3回おこなわれる「教職教養チェックテスト」を受験し、いずれかの回で合格すること（合格基準80点）。

■ 3回の「教職教養チェックテスト」で80点に達しない者は第4回目のテストを受験し85点以上を取ること。

■ 2年次前期の累積 GPA が2.0に達しない場合は、第1回～第3回のいずれかのテストで合格基準80点を満たしても、第4回目のテストを受け、85点以上を取らなければならない。

■ 最多で4回受けることができる。不合格者の次年度以降の再挑戦は認めない。

「教職教養チェックテスト」実施時期

第1回：1年次3月、第2回：2年次5月、第3回：2年次9月、第4回：2年次12月

③ 3年次終了時まで下記単位を修得していること

・ 「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4分野で、各2単位。

・ 「教科に関する科目」について、20単位以上。

・ 「教職に関する科目」について、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習（中高）」以外の必修単位すべて。

④ 中学校教諭免許状取得希望者は、介護等体験を終了しているか実施予定であること。

⑤ 「教育実習指導」を履修し、単位を修得していること。

⑥ すべてのガイダンスに出席していること。

⑦ 「教員採用試験」を必ず受験すること。教職課程委員会の指示に従い、その証明を提出すること。

⑧ 教育実習は通年科目であるため、実施年度は前期・後期継続して1年間大学に在学できること。

■ 1 大学院生の教育実習実施の可否については、教職課程委員会が別途審議の上、決定します。

■ 2 副専攻プログラム・文学部教員免許状取得プログラムを利用し、中学・高等学校の他学科免許状取得を目指す学生が、何らかの理由で不合格、履修資格取消、又は辞退となった場合、上記の条件を満たしても、中学・高等学校の他学科免許を取得するための教育実習をおこなうことはできません。

■ 3 休学・留学を考えている学生は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に速やかに申し出てください。

時期・期間

〔時期〕 4年次（多くは5月下旬から6月中旬にかけておこなわれます）

〔期間〕 ・中学校教諭免許状を取得する場合は、最低3週間（中学校・高等学校両方の教員免許状を取得する場合も）

・高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、最低2週間

重要

休学・留学の時期と期間によって、4年次での実習が出来ず、結果として在学の最短4年間で教員免許状を取得できない場合があります。詳細は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）で確認してください。

申し込み

2年次の1月頃に、4年次で教育実習を希望する学生を対象に教育実習（中高）申込ガイダンスをおこないます。ガイダンスに出席したら、各自でそれまでに修得した単位を確認し、実習を申し込んでください。ガイダンス開催の詳細は、CampusSquare や掲示で通知します。**ガイダンスを欠席した場合、実習の申込は認められません。**

教育実習希望校の選択

教育実習希望校の選択は、取得を希望する教員免許状の種類によって異なります。

まずは、教育実習の「最低実習期間」、そして、「実習希望学校種」を次の表を参照して確認の上選択します。

取得希望の教員免許状	実習希望学校種	最低実習期間
高等学校教諭免許状のみ	高等学校	2週間
中学校教諭免許状のみ	中学校	3週間
中学校教諭免許状及び 高等学校教諭免許状	中学校又は高等学校	3週間

教育実習は、原則として出身校（卒業した中学・高等学校）に依頼します。

ただし、愛知県内市町村立中学校（名古屋市を除く。以下同じ）及び名古屋市立中学校については、教育委員会が出身中学校以外の実習校に担当します。

また、高等学校によっては、3週間の教育実習を受け入れない場合があります。事前に3週間の実習の受け入れが可能かどうかを実習校に確認しましょう。（「名古屋市立高等学校」及び「愛知淑徳高等学校」は、3週間の教育実習受け入れが可能です。）

申し込みにあたっては、次の条件を必ず満たしている必要があるため、希望時にまず、条件を満たしているかどうかを確認すること。

愛知県市町村立中学校

1. 愛知県市町村立中学校卒業者（名古屋市を除く県内出身者）
2. 「愛知県公立学校教員採用選考試験」を志願する者又は志願した者

名古屋市立中学校

1. 名古屋市立小学校、中学校のいずれかの卒業者
2. 名古屋市立学校の教職につく強い意思をもつこと
3. 「名古屋市公立学校教員採用選考」を志願する者※

※名古屋市では、特に厳しい条件が課せられており、採用試験を受けたかどうかまでが追跡調査されます。慎重に判断して申し込みを決定してください。

CampusSquare からの教育実習の履修登録

「教育実習（中高）申込ガイダンス」終了後、履修願登録の期間中に CampusSquare から登録します。期限までに登録がない場合、教育実習を希望しないものとして対応します（登録期限は、ガイダンス時に通知します）。

教育実習の正式依頼

教育実習の正式依頼は、以下の表にしたがって教育実習希望校ごとにおこないます。「個別に学校へ直接訪問して依頼」する場合とそうでない場合があります。

教育実習希望校	依頼方法	手続き
愛知県内市町村立中学校 名古屋市立中学校	大学が取りまとめて教育委員会へ依頼 (出身校への個別依頼は不可)	①
愛知県外の公立中学校	個別に学校を訪問して依頼	②
高等学校		
国立		
私立		

手続き

① 愛知県内市町村立中学校及び名古屋市立中学校の場合

依頼は大学がおこないますが、教育実習を受け入れ人数に限りがあります。希望者多数の場合、学内選考をおこないます。

教育実習の申し込みが許可された学生は、教育実習実施前年度の3年次12月頃に、学内で開催される申込説明会に出席することで、申請書類等の受取が可能となります。この書類を受け取り、必要事項を記入したら、定められた日時までに提出しなければなりません。

なお、教育実習校の正式な決定は、この手続き後の3～4月頃になります。

② 「個別に学校を訪問して依頼」する場合

大学からの正式な内諾依頼状（公文書）を持参して、各自で教育実習希望校を訪問し、依頼します。内諾依頼状は、1月中旬頃に配付します。依頼時には、次の点に留意してください。

- ・学校によって、受け入れを「先着順」や「5月中の申し込みまで」としている場合があるので、内諾依頼状を受け取ったら**速やかに連絡を取り**、実習申し込みの受け付け期間、方法などを確認すること。
- ・訪問時は、事前に教頭先生又は教育実習担当の先生へ電話をし、訪問日時を確約してから訪問する。なお、この訪問時には手土産は持参しない。
- ・服装、頭髪には気をつけ、礼儀正しい態度で臨むこと。

- ・きびきびとした言動、明朗で親しみのある態度で臨むこと。
- ・名古屋市立の高等学校で教育実習を希望する場合、実習校へ内諾依頼訪問をするとともに、3年次の12月頃に、学内で開催する申し込み説明会にて申請書類を受け取り、提出する必要がある。
- ・岐阜市立中学校・高等学校で教育実習を希望する場合、実習校へ内諾依頼訪問をおこなうとともに、岐阜市教育委員会への申し込み（面談あり）が別途必要のため、岐阜市教育委員会のホームページの要項を確認の上、各自で間違いのないように手続きをおこなうこと。
- ・依頼後は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に「教育実習依頼結果報告書」を提出すること。
- ・内諾依頼状提出は不要であると実習依頼校から言われた場合でも、まず内諾の回答は内諾依頼状と同封された内諾書をもってご回答願いたい旨、実習依頼校へお願いすること。特段の事情などにより実習依頼校が内諾依頼状を受け取れないと言われた場合には、速やかに教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に報告すること。
- ・教育実習申し込みに際し、実習校や教育委員会独自の申請書類を大学が提出する必要がある場合には、速やかに申請書類、申請要項などを教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に持参すること。

実習校の決定・内諾

教育実習依頼校からの受け入れの回答が大学に届き次第、CampusSquareで通知します。教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）で資料を受け取ってください。

内諾書が大学へ届いた場合や、教育委員会からの割り振りがおこなわれ、教育実習校が決定された場合には、教育実習校の校長先生宛に受け入れに対する礼状を出してください。必ず全員が、礼状を教育実習校へ送付することとなります。

受け入れが不可となった場合は、新たに教育実習依頼校を探す必要があるため、速やかに教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に報告してください。

次に示す教科での実習を希望する場合、実習希望校に「希望する教科では受入れ不可」と言われることがあります。主に私学では、他教科での教育実習を実施することで受け入れ可能となる場合があります。その場合には、前年度から実習教科の準備が必要になります。

教育実習を実施するにあたって（実習教科について）

①「商業」の教員免許状取得希望者へ

高等学校の普通科を卒業した人が出身校で商業の教育実習を行おうとすると、「商業」の授業がないため、実習受入れが不可となります。

普通科高等学校出身者で、「商業」の教育実習を希望する場合には、実習受入れ校である商業高校から、次のような強い要望が出されます。

「商業高校では、卒業するまでに殆どの生徒が『日商簿記検定2級』を取得することを目標としている。したがって、当然、教育実習生もその資格を取得しておいてほしい」

②「中国語」の教員免許状取得希望者（2015年度以前入学者）へ

教育実習の受入れ校（中学校、高等学校を問わず）には中国語の授業はありません。「英語」の免許状取得を目指し、「英語」での実習が実施できるようにしましょう。

③「地理歴史」「公民」の教員免許状取得希望者へ

地歴は「地理」「日本史」「世界史」、公民は「現代社会」「政治経済」「倫理」のどの科目で教育実習を行うかは実習校によって決められる場合がほとんどです。したがって、どの教科でも対応できるように、常日頃から幅広い勉強を心掛けるようにしましょう。

稀に、実習校の都合により、「公民」の免許取得希望者が「地歴」で、「地歴」の免許取得希望者が「公民」で実習となる場合があります。

将来の教員採用を念頭に置いて、できれば「地歴」「公民」両方の免許状取得を目指すようにしましょう。

④「情報」の教員免許状取得希望者へ

高等学校での「情報」の授業では、「社会と情報」「情報の科学」の単位がいずれも2単位で、授業数、担当教員が少ないため、教育実習生の受け入れ数のごく少数であるか受入れできないという学校が多いのが現状です。

⑤「福祉」の教員免許状取得希望者（2015年度以前入学者）へ

高等学校で「福祉」の授業を行っている学校は限られます。

教育実習開始まで

ガイダンス

例年3年次（原則として実習学年）3月下旬〔2018年は3月20日（火）〕に教育実習直前ガイダンスをおこないます。その際、『教育実習記録簿』を配付し、実習前・実習中・実習終了後の手続きや注意事項について指導します。

健康診断の受診

4年次4月に大学で実施される学生健康診断を必ず受診してください。受診できない場合、実費で個人受診することになります。

教育実習指導教員

教育実習指導教員には、「訪問指導教員」と「遠隔地指導教員」があります。

「訪問指導教員」は、教育実習中に教育実習校を訪問し、教育実習指導の担当先生のことです。「遠隔地指導教員」は、遠隔地の学校で教育実習をおこなう学生に対して、訪問指導のかわりに、実習中に実習校や実習生と連絡をとり、実習指導をおこないます。

教育実習指導教員は、本学教員の中で割り当てられ（個別で訪問指導教員に決定・依頼することはできない）、決定次第（4月下旬頃）、CampusSquareでお知らせします。

決定後は、指導教員に提出する書類に必要事項を記入の上、速やかに指導教員を訪ねてください。その際、実習のスケジュール・実習中の連絡方法などを報告し、訪問日時等の打ち合わせをおこなってください。

教育実習費の納入

教育実習では、大学と教育実習校それぞれに教育実習費の納入が必要となります。

大学へ支払う教育実習費は、4年次の6月に納入となります。納入については、経理事務室又は管理

事務室より案内が自宅に送られます。CampusSquare で「教育実習」の履修願を登録した時点から教育実習についての手続きがすすめられているため、万一教育実習を取り止めた場合でも、教育実習費を納入しなければならないことがあります。なお、**学納金・実習費未納の場合、実習はできません。**

教育実習校へ支払う教育実習費（諸経費）は、原則として、実習校の指示にしたがって実習校から請求された金額を納入してください。教育実習費について実習校や教育委員会から請求・案内が大学に届いた場合は、CampusSquare でお知らせします。不明な点は、事前打ち合わせ等を利用して実習校に確認しましょう。

教育実習の辞退

CampusSquare で「教育実習」の履修願を登録した学生は、原則として辞退できません。

教育実習を実施するために、大学内では「教育実習履修願」を基に、実習校や教育委員会と連絡を取りながら教育実習実施の手続きを始めます。実習校では前年度から教員の人事や時間割変更等の準備をおこなっています。そのため、安易に取りやめることはできません。

ただし、修得単位不足等のやむを得ない理由で教育実習ができなくなった場合には、速やかに教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に申し出て、辞退の手続きを行ってください。辞退が認められた場合には、教育実習校宛に辞退の公文書を発行します。各自で教育実習校へ公文書を持参し、お詫びをしてください。

教育実習期間中の注意

事前指導を含め、教育実習期間中は、アルバイト及び就職に関する一切の活動を中止し、教育実習に専念してください。教育実習は通年科目です。同年度前期・後期継続して1年間大学に在学していることが履修の条件となります。近年、教育実習生の挨拶、言葉遣い、態度等に関する厳しい批判が増え、服装の乱れも問題になっています。将来の進路として教職に就くことを選択した覚悟をもち、態度や身だしなみに留意することを切望します。

教育実習を通して知り得た情報については、守秘義務を負うこととなります。個人の情報等を知り得た場合、みだりに他言してはなりません。LINE、ブログ、ツイッターなどのソーシャルメディアに実習の経験を掲載したり、生徒の連絡先を聞いたり、学外で生徒と会ったりすることも厳禁です。

なお、健康管理を確実に行之、実習直前1週間前から実習終了まで、毎日健康状況を記録するとともに、実習中は実習校に報告してください。

また、体調不良を感じたら、すぐに医療機関にかかってください。医師の診断の結果、感染の恐れがある病気（麻しん、インフルエンザ、ノロウイルスなど）や、療養を要するケガ・病気であることが判明し、実習が予定通りにできない状況となった場合は、至急実習校に連絡して指示を仰ぐとともに、教育実習指導教員と教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に報告してください。

教育実習終了後

- ・教育実習終了後、貴重な体験をさせていただいた感謝の気持ちを込め、速やかに、**教育実習校の校長先生宛に礼状**を出してください（XII. 5. 教育実習に関する礼状の書き方見本参照）。
- ・教員採用選考試験の結果発表後、改めて、**校長先生宛にお礼を兼ねて、合否の結果を報告**してください。
- ・『教育実習記録簿』は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）へ指定した期限までに提出してください。

(3)-4 介護等体験（中学校教諭一種免許状のみ対象）

中学校教諭免許状を取得するためには、教育実習の他に7日間の介護等体験が必要となります。介護等体験は、愛知県外出身者も愛知県内の社会福祉施設・特別支援学校でおこないます。事前ガイダンス及び「介護等体験事前指導」に出席しなければなりません。（通常の形態による授業は実施されません）。中学校教諭免許状の取得を希望する学生は、下記の該当する科目を履修します。

対象学生	履修科目
教育学科以外の学生で 中学校教諭免許状の取得を希望する学生	教職課程科目 「介護等体験」
教育学科の学生	教育学科専門教育科目 「介護実践演習」

人間情報学科、心理学科、創造表現学科、医療貢献学科、福祉貢献学科、ビジネス学科で中学校教諭免許状取得を希望する学生は、教職課程科目「介護等体験」を履修します。

介護等体験の意義・目的

1997年「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（いわゆる「介護等体験特例法」）が公布され、1998年度入学者から、小・中学校の教員の普通免許状取得のためには、7日間の介護等体験が必要となりました。

義務教育に従事する教員は、教員としての資質の向上や義務教育の一層の充実を期待されており、その意味で、個人の尊厳と社会連帯の理念に関する認識を深めることが、特に重要であると考えられています。特例法の目的は、障害者や高齢者への介護・介助の体験や交流を通して、人の痛みが分かり、各人の価値観の相違を認められる心をもった一人の人間として、いかなる人とも共に学び、共に生きる信念を確立していくことにあります。

介護等体験の心得

介護等体験に臨むためには、体験実施年度の前期に行われる事前指導をきちんと受けなければなりません。事前指導で、実施に向けての具体的な内容や留意点についての指導や確認がされます。

体験を効果的に、そして有意義なものとするための基本的留意事項は次のとおりです。

- ① 一人の人間として、誠意をもって積極的に行動すること。
- ② 主体は対象者であることを認識し、対象者への敬意と人権への配慮に留意すること。
- ③ 体験先の施設長又は指導担当者の指示に従い、勝手な行為のないよう十分心して、誠心誠意おこなうこと。
- ④ 当日の服装については指導担当者の注意に必ず従い、ピアス・ネックレス等のアクセサリーは着用しないこと。
- ⑤ 健康管理に注意し、衛生・安全確保に配慮すること。
実施直前に体調が悪い場合（たとえばインフルエンザや麻しんなどの感染症に罹患している場合等）は実施を見合わせ、すぐに医療機関で受診するとともに、必ず施設や学校及び教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に連絡し、指示を受けること。そのため、前もって健康に留意し、万全の状態での臨むこと。
勝手に期日の変更はできない。
- ⑥ 交通費・昼食代などは自己負担となる。
- ⑦ 昼食は、施設・学校の指示に従うこと。
- ⑧ 介護等体験を通して知り得た情報については、守秘義務を負うことになる。
体験中に知り得た個人の情報は、絶対他言しないこと。
- ⑨ 何か問題が起こった場合、必ず教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に連絡を取ること。

介護等体験の受け入れ施設・学校と期間

社会福祉施設等…… 5日間 特別支援学校…… 2日間 計7日間

介護等体験の内容

- ① 介護、介助、自立支援、療育、養育
- ② 散歩の付き添い、行事の参加など交流体験
- ③ 掃除、清掃等職員業務の補助

介護等体験の参加

(1) 参加申込みから受け入れ施設・学校の決定まで

ガイダンス

2年次10月に、次年度介護等体験を希望する学生に対して第1回ガイダンスをおこないます。説明を聞いた上で熟考し、参加するかどうか決定してください。

介護等体験履修願の登録

介護等体験申込ガイダンス終了後の履修願登録の期間中に CampusSquare から登録します。申込手続きについては、ガイダンス内で説明します。

なお、介護等体験は3年次の8～1月に実施しますが、日程と体験先は、学内で抽選をおこなうため、必ずしも個人の希望が通るとは限りません。旅行や私費での留学で長期に不在となる場合、日程の調整が困難になるので慎重に計画してください。また、介護等体験は通年科目です。

同年度前期・後期継続して1年間大学に在学していることが履修の条件となります。

介護等体験実習費納入

3年次の6月に、大学が体験実習費（2018年度 12,300円を予定）を徴収するため、経理事務室より納入についての案内が自宅に送られます。CampusSquare で「介護等体験」の履修を登録した時点から介護等体験についての手続きがすすめられているため、万一介護等体験を取り止めた場合でも、介護等体験実習費を納入しなければならないことがあります。体験実習費には教科書代や記録簿代、社会福祉施設での体験費などが含まれます。

受け入れ施設・学校の決定

3年次6～7月頃、受け入れ施設・学校が決定します。施設・学校の割り振りは、受け入れ窓口である愛知県私大協議会を通じて、愛知県社会福祉協議会、愛知県教育委員会がおこないます。

(2) 介護等体験参加まで

ガイダンス

2年次の3月下旬に、申込者を対象とした第2回ガイダンスをおこないます。

健康診断の受診

施設での体験には健康診断書の提出が必要な場合があります。3年次4月に大学で実施される学生健康診断を必ず受診してください。受診できない場合、実費で個人受診することになります。

なお、施設によっては、細菌検査（検便）等の結果の提出を求められる場合があります。該当する施設で体験に参加する学生は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）で検査に関する資料と検査キットを受け取ってください。各自、指定された期日に検体を提出してください。また、細菌検査等の結果が出るまでに1～2週間かかります。細菌検査等の検体提出や検査ができなかった場合は、施設から体験を断られる可能性があります。

事前指導

3年次前期（予定）に、介護等体験に臨むための事前指導がおこなわれます。欠席がないようにし、予備知識をもって介護等体験に参加してください。欠席した場合は、介護等体験をおこなうことは出来ません。

体験辞退

CampusSquareで介護等体験の履修願を登録した学生は、原則として辞退できません。ただし、やむを得ない理由により参加ができなくなった場合は、速やかに教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に申し出て、辞退の手続きを取ってください。

(3) 体験終了後

介護等体験が終了すると、施設長・学校長より「介護等体験証明書」が発行されます。この証明書は、4年次に中学校教諭免許状を教育委員会に申請する際必要となります。なお「介護等体験証明書」は、原則として大学と体験校の間でのやりとりをします。「介護等体験証明書」は再発行されませんので、取扱いにはくれぐれも注意してください。

また、介護等体験終了後は、貴重な体験をさせていただいたことへの感謝を込めて、受け入れ施設の施設長と学校の校長先生宛に礼状を出してください。

「介護等体験記録簿」は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）へ指定された期限までに提出してください。

介護等体験の免除

下記の①～⑪のいずれかに該当する学生は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」第二条第3項により、中学校教諭免許状取得のために、介護等体験を免除することができます。該当する学生は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）に申し出てください。

介護等体験を免除する学生は、教員免許状申請時に介護等体験が不要となることを証明する書類（①～⑪のいずれかに該当することを証明する書類）が必要となります。

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者
- ⑪ 身体障害者手帳を有する者（障害の程度1級～6級）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則
（介護等の体験を免除する者）第三条第1項、第2項
（平成九年十一月二十六日文部省令第四十号）

(3)-5 中学校・高等学校教員、栄養教諭免許状取得に関するガイダンス等日程

下表のとおり、中学校・高等学校教員、栄養教諭免許状取得に関するガイダンス・説明会などの実施を予定しています。

詳細は、開催日が近付いた時点で、CampusSquare、教職・司書・学芸員教育センター又は数学事務室の掲示で通知します。

2015年度以降入学者に適用

対象学年	時期	対象	ガイダンス・説明会等	内容
1年	4月	中・高・栄養教諭免許状取得希望者	教職課程ガイダンス	教職課程の履修方法、教育職員を志望するにあたっての心構え等
	4月	中・高・免許状取得希望者 (教職課程のない学科に所属する学生対象)		
	4月	文学部生 (国文学科・総合英語学科生対象)	文学部免許状取得プログラム説明会	文学部教員免許状取得プログラムについての説明及び「登録票」の提出 (小免の取得希望者のみ)
	7月頃	他学科免許状取得希望者	他学科教員免許状取得ガイダンス	所属学科以外で取得できる教員免許状の取得方法について等
	3月	中・高・栄養一種免許取得希望者	第1回教職教養チェックテスト	2年次9月までに3回おこなわれる教職教養チェックテストを受け、いずれかの回で合格すること
2年	4月	中・高・栄養一種免許取得希望者 (教育学科、子ども福祉専攻学生を除く)	教職履修カルテ提出及び面談	教職履修カルテを作成し、教職・司書・学芸員教育センター教員へ提出・面談をおこなう
	5月	中・高・栄養一種免許取得希望者	第2回教職教養チェックテスト	2年次9月までに3回おこなわれる教職教養チェックテストを受け、いずれかの回で合格すること
	9月	中・高・栄養一種免許取得希望者	第3回教職教養チェックテスト	2年次9月までに3回おこなわれる教職教養チェックテストを受け、いずれかの回で合格すること
	10月	中一種免許取得希望者	介護等体験ガイダンス (小中免合同で開催)	3年次の介護等体験に関する詳しい説明や参加にあたっての心構え等 CampusSquare で「介護等体験履修願」の登録
	12月	中・高・栄養一種免許取得希望者	第4回教職教養チェックテスト	第3回目までに合格できなかった者、累積GPAが2.0以下の者は必ず受験し、不合格の場合、教育実習への申し込みはできない
	1月	中・高・栄養一種免許取得希望者	教育実習(中高)(栄養)申込ガイダンス	4年次に教育実習をおこなうための、教育実習校の選定、手続きの説明等 CampusSquare で「教育実習(中・高)履修願」の登録
	3月	介護等体験申込者 (教育学科生を除く)	介護等体験申込者ガイダンス	3年次の介護等体験にあたっての連絡、諸注意等
3年	6月	介護等体験費納入	納入金額は、3月実施「介護等体験申込者ガイダンス」で発表。内訳については、ガイダンス資料を確認	学納金引き落とし口座より、引き落とし体験先より請求があった場合は、別途体験先へ直接支払い
	6-7月	介護等体験申込者 (教育学科生を除く)	介護等体験事前指導	3年次の介護等体験にあたっての事前指導
	8-1月頃	介護等体験申込者	介護等体験	社会福祉施設5日、特別支援学校2日計7日の介護等体験をおこなう
	9月	中・高・栄養一種免許取得希望者 (教育学科、子ども福祉専攻学生を除く)	教職履修カルテ提出及び面談	教職履修カルテを作成し、教職・司書・学芸員教育センター教員へ提出・面談をおこなう
	12月	次年度愛知県内市町村立中学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等

3年	12月	次年度名古屋市立中・高等学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等
	3月	次年度教育実習（中高）（栄養）申込者	教育実習（中高）直前ガイダンス	教育実習履修にあたっての最終確認等「教育実習記録簿」の配付
4年	5-11月頃	教育実習Ⅰ・Ⅱ（教職課程科目）履修者	教育実習	中学校又は高等学校の指定する実習期間で教育実習をおこなう
		栄養教諭	教育実習	小学校又は中学校の指定する実習期間で教育実習をおこなう
	6月	教育実習験費納入	納入金額は、3月実施「教育実習（中高）（栄養）直前ガイダンス」で発表。内訳については、ガイダンス資料を確認	学納金引き落とし口座より、引き落とし。実習先より請求があった場合は、別途実習先へ直接支払い。
	10月	該当年度の3月卒業見込者	中・高・栄養教諭免許状一括申請 1次申請説明会	免許状授与までの手続きの説明及び1次申請に書類の確認等
	12月	教免一括申請1次申請者	中・高・栄養教諭免許状一括申請 2次申請説明会	2次申請書類の確認・証紙納付等
	3月卒業式	教免一括申請2次申請者	中・高・栄養教諭免許状授与	卒業式当日に教員免許状を授与

■上記のガイダンスを欠席した場合は、教育実習・介護等体験に参加できません。

■「ガイダンス・説明会等」の欄に記載されている「ガイダンス資料」は、ガイダンス開催の都度学生に配付する予定。

■介護体験費、教育実習費については、学納金とは別にお支払いいただきます。金額については、ガイダンス資料をご確認いただき、準備をお願いいたします。学納金引落とし口座より引き落としとなりますので、時期が来ましたら経理よりご案内させていただきます。

■やむを得ない理由により欠席せざるを得ない場合は、**事前に**教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室に申し出て指示を受けてください（所属キャンパスによる）。なお、私的な留学、部活動（公式な試合への出場以外）、旅行、アルバイト、掲示等の見落とし等は、ガイダンス・説明会欠席・提出物遅延の理由として一切認められません。

教員採用試験・講師登録・資格認定試験など進路支援に関するガイダンス等のスケジュールは、VII.6. 教員採用選考試験スケジュールを参照してください。

2014年度以前入学者に適用

対象学年	時 期	対 象	ガイダンス・説明会等	内 容
1年	4月	教員免許状取得希望者	教職課程ガイダンス	教職課程の履修方法、教育職員を志望するにあたっての心構え等
	4月	教員免許状取得希望者 (教職課程のない学科に所属する学生対象)		
	4月	文学部生 (国文学科・英文学科生対象)	文学部複数免許状取得プログラム説明会	文学部複数教員免許状取得プログラムについての説明及び「登録票」の提出(小免の取得希望者のみ)
	7月頃	他学科免許状取得希望者	他学科教員免許状取得ガイダンス	所属学科以外で取得できる教員免許状の取得方法について等
2年	4月	中・高一種免取得希望者 (教育学科、子ども福祉専攻学生を除く)	教職履修カルテ提出及び面談	教職履修カルテを作成し、教職・司書・学芸員教育センター教員へ提出・面談をおこなう
	10月	中一種免取得希望者	介護等体験ガイダンス (小中免合同で開催)	3年次の介護等体験に関する詳しい説明や参加にあたっての心構え等 CampusSquareで「介護等体験履修願」の登録
	1月	中・高一種免取得希望者	教育実習(中高)申込ガイダンス	4年次に教育実習をおこなうための、教育実習校の選定、手続きの説明等 CampusSquareで「教育実習(中・高)履修願」の登録
	3月	介護等体験申込者 (教育学科生を除く)	介護等体験申込者ガイダンス	3年次の介護等体験にあたっての連絡、諸注意等
3年	6-7月	介護等体験申込者 (教育学科生を除く)	介護等体験事前指導	3年次の介護等体験にあたっての事前指導
	8-1月頃	介護等体験申込者	介護等体験	社会福祉施設5日、特別支援学校2日計7日の介護等体験をおこなう
	9月	中・高一種免取得希望者 (教育学科、子ども福祉専攻学生を除く)	教職履修カルテ提出及び面談	教職履修カルテを作成し、教職・司書・学芸員教育センター教員へ提出・面談をおこなう
	12月	次年度愛知県内市町村立中学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等
	12月	次年度名古屋市立中・高等学校教育実習希望者	教育実習申込説明会	申請書類の配付、手続きの説明等
	3月	次年度教育実習(中高)申込者	教育実習(中高)直前ガイダンス	教育実習履修にあたっての最終確認等「教育実習記録簿」の配付
4年	5-11月頃	教育実習Ⅰ・Ⅱ (教職課程科目)履修者	教育実習	中学校又は高等学校の指定する実習期間で教育実習をおこなう
	10月	該当年度の3月卒業見込者	教員免許状一括申請1次申請説明会	免許状授与までの手続きの説明及び1次申請に書類の確認等
	12月	教免一括申請1次申請者	教員免許状一括申請2次申請説明会	2次申請書類の確認・証紙納付等
	3月卒業式	教免一括申請2次申請者	教員免許状授与	卒業式当日に教員免許状を授与

■上記のガイダンスを欠席した場合は、教育実習・介護等体験に参加できません。

■やむを得ない理由により欠席せざるを得ない場合は、**事前に**教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室に申し出て指示を受けてください(所属キャンパスによる)。なお、私的な留学、部活動(公式な試合への出場以外)、旅行、アルバイト、掲示等の見落とし等は、ガイダンス・説明会欠席・提出物遅延の理由として一切認められません。

教員採用試験・講師登録・資格認定試験など進路支援に関するガイダンス等のスケジュールは、VII.6. 教員採用選考試験スケジュールを参照してください。

(3)-6 教員免許状取得に関する科目（中学校・高等学校教諭）

教員免許状取得に関する科目は、以下の表のとおりです。単位数の必修、選択は免許取得上の区分です。卒業要件上の区分ではありませんので、注意してください。

▶ 日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作

分野	対象学科	科目名	単位数		備考
			必修	選択	
日本国憲法	全学科	日本国憲法	2		
体育	全学科	スポーツ科学		2	1科目選択必修
		健康と運動		2	
外国語 コミュニケーション	総合英語学科 以外の学科	Basic English 1		2	1科目選択必修
		English 1 (Listening)		2	
		English 4 (Speaking 1)		2	
		English 6 (Speaking 2)		2	
	総合英語学科	Elementary English 4		2	1科目選択必修
		Intermediate English 4		2	
情報機器の操作	人間情報学科 以外の学科 (2014年度以降 入学生)	コンピュータリテラシー I		2	1科目選択必修
		コンピュータリテラシー II		2	
	人間情報学科 以外の学科 (2013年度以前 入学生)	情報スキル I (Word・PowerPoint)		2	1科目選択必修
		情報スキル II (Excel・Access)		2	
	人間情報学科	情報処理論	2		

■ 各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

■ 2009年度以前の入学者は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）で確認すること。

▶教職に関する科目・教科又は教職に関する科目

2009年度以前入学者用の履修科目については、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）で確認すること。

2016年度以降入学者に適用

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
教職の意義等に関する科目	教職入門	1	2			
	教師論	3・4		2		
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	1	2			
	教育思想史	2・3		2		
	教育心理学Ⅰ	2	2			
	教育心理学Ⅱ	3・4		2		
	障害児の教育	2・3		2		
	教育制度	1	2			
	学級経営	3・4		2		
教職に関する科目	教育課程	2	2			
	国語科教育法Ⅰ	2		2	中一種免（国語）必修／高一種免（国語）必修	
	国語科教育法Ⅱ	3		2	中一種免（国語）必修／高一種免（国語）選択	
	国語科教育法Ⅲ	3		2	中一種免（国語）必修／高一種免（国語）必修	
	国語科教育法Ⅳ	3		2	中一種免（国語）選択／高一種免（国語）選択	
	英語科教育法Ⅰ ※2	2		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）必修	
	英語科教育法Ⅱ ※2	2		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）選択	
	英語科教育法Ⅲ ※2	3		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）選択	
	英語科教育法Ⅳ ※2	3		2	中一種免（英語）選択／高一種免（英語）必修	
	英語科教育法1 ※2	2		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）必修	
	英語科教育法2 ※2	2		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）選択	
	英語科教育法3 ※2	3		2	中一種免（英語）必修／高一種免（英語）選択	
	英語科教育法4 ※2	3		2	中一種免（英語）選択／高一種免（英語）必修	
	教育課程及び指導法に関する科目 ※1	保健体育科教育法Ⅰ	2		2	中一種免（保健体育）必修／高一種免（保健体育）必修
		保健体育科教育法Ⅱ	2		2	高一種免（保健体育）選択 } 中一種免（保健体育） 高一種免（保健体育）選択 } 1科目選択必修
		保健体育科教育法Ⅲ	3		2	
		保健体育科教育法Ⅳ	3		2	中一種免（保健体育）必修／高一種免（保健体育）必修
	公民・社会科教育法Ⅰ	3		2	中一種免（社会）必修／高一種免（公民）必修	
	地歴・社会科教育法Ⅰ	3		2	中一種免（社会）必修／高一種免（地理歴史）必修	
	公民・社会科教育法Ⅱ	3		2	高一種免（公民）必修 } 中一種免（社会） 高一種免（地理歴史）必修 } 1科目選択必修	
	地歴・社会科教育法Ⅱ	3		2		
	商業科教育法Ⅰ	3		2	高一種免（商業）必修	
	商業科教育法Ⅱ	3		2	高一種免（商業）必修	
	情報科教育法Ⅰ	3		2	高一種免（情報）必修	
	情報科教育法Ⅱ	3		2	高一種免（情報）必修	
	道徳指導法	1		2	中一種免必修 ※3	
	特別活動指導法	1	2			
教育方法	2	2				

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	開講年次	単位数		備考	
			必修	選択		
教職に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導	2	2		
		教育相談Ⅰ	2	2		
		教育相談Ⅱ	3・4		2	
	教育実習	教育実習指導	3	2		1科目選択必修 ※4
		教育実習Ⅰ	4		4	
	教育実習Ⅱ	4		2		
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	4	2		※5	
最低修得単位数	中一種免取得 32単位 高一種免取得 28単位					
教科又は教職に関する科目	教職インターンシップⅠ	2～4		2	2016・2017年度入学生対象	
	教職インターンシップⅡ	3・4		2	2016・2017年度入学生対象	
	教職インターンシップⅠ	2～4		4	2018年度入学者対象	
	教職インターンシップⅡ	3・4		4	2018年度入学者対象	
	道德指導法	1		2	高一種免選択 ※3	
最低修得単位数 ※6	中一種免取得 8単位 高一種免取得 12単位					
介護等体験 ※7	介護等体験	3		0	中一種免必修	

- ※1 「教科教育法」は、取得する免許教科に応じて単位を修得する。
 (例：「国語」の教員免許状取得希望→「国語科教育法Ⅰ～Ⅳ」の単位を修得する)
 取得する免許教科以外の「教科教育法」の単位は、その免許を取得するための要件単位とならない。
- ※2 「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」は英文学科、総合英語学科、グローバル・コミュニケーション学科、「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」は交流文化学科の学生が対象となる。
- ※3 「道德指導法」は、中一種免取得の際は、「教職に関する科目」の必修科目となり、高一種免取得の際は、「教科又は教職に関する科目」の選択科目となる。
- ※4 教育実習については、中一種免のみもしくは中一種免と高一種免ともに取得希望の場合は「教育実習Ⅰ」を、高一種免のみ取得希望の場合は「教育実習Ⅱ」を履修する〔学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録すること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等（全研究科共通）」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと〕。
- ※5 「教職実践演習」を履修するためには、次の条件を満たさなければならない〔学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録すること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等（全研究科共通）」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと〕。
 ・「教育実習（中・高）」を履修中又は単位修得済みであること。
 ・教職課程が指定した期間に「教職履修カルテ」を提出し教員の面談をおこなっていること。
 なお、最終的に「教職実践演習（中・高）」の単位が認定される学生は、「教育実習Ⅰ」又は「教育実習Ⅱ」の単位が認定された学生とすることを原則とする。
- ※6 「教科に関する科目」
 「教職に関する科目」
 「教科又は教職に関する科目」 } から履修する。
- ※7 「介護等体験」は、中一種免取得の際に必修となり、介護等体験の申込み者を対象に、教職・司書・学芸員教育センターが登録する〔学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録すること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等（全研究科共通）」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと〕。単位数は0単位のため、教員免許状取得のための要件単位数に加算されない。

「教職プレパレーション」は、教員免許状取得のための要件単位数に加算されないが、「教育実習Ⅰ」もしくは「教育実習Ⅱ」履修時に必ず履修すること。

2010年度～2015年度入学者に適用

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職入門	1	2		
	教師論	3・4		2	
教育の基礎理論に関する科目	教育原理	1	2		
	教育思想史	2・3		2	
	教育心理学Ⅰ	2	2		
	教育心理学Ⅱ	3・4		2	
	障害児の教育	2・3		2	
	教育制度	1	2		
	学級経営	3・4		2	
教職に関する科目	教育課程	2	2		
	国語科教育法Ⅰ	2		2	中一種免(国語)必修/高一種免(国語)必修
	国語科教育法Ⅱ	3		2	中一種免(国語)必修/高一種免(国語)選択
	国語科教育法Ⅲ	3		2	中一種免(国語)必修/高一種免(国語)必修
	国語科教育法Ⅳ	3		2	中一種免(国語)選択/高一種免(国語)選択
	英語科教育法Ⅰ ※2	2		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)必修
	英語科教育法Ⅱ ※2	2		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)選択
	英語科教育法Ⅲ ※2	3		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)選択
	英語科教育法Ⅳ ※2	3		2	中一種免(英語)選択/高一種免(英語)必修
	英語科教育法1 ※2	2		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)必修
	英語科教育法2 ※2	2		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)選択
	英語科教育法3 ※2	3		2	中一種免(英語)必修/高一種免(英語)選択
	英語科教育法4 ※2	3		2	中一種免(英語)選択/高一種免(英語)必修
	中国語科教育法1	2		2	中一種免(中国語)必修/高一種免(中国語)必修
	中国語科教育法2	2		2	中一種免(中国語)必修/高一種免(中国語)選択
	中国語科教育法3	3		2	中一種免(中国語)必修/高一種免(中国語)必修
	中国語科教育法4	3		2	中一種免(中国語)選択/高一種免(中国語)選択
	保健体育科教育法Ⅰ	2		2	中一種免(保健体育)必修/高一種免(保健体育)必修
	保健体育科教育法Ⅱ	2		2	高一種免(保健体育)選択
	保健体育科教育法Ⅲ	3		2	高一種免(保健体育)選択
	保健体育科教育法Ⅳ	3		2	中一種免(保健体育)必修/高一種免(保健体育)必修
	公民・社会科教育法Ⅰ	3		2	中一種免(社会)必修/高一種免(公民)必修
	地歴・社会科教育法Ⅰ	3		2	中一種免(社会)必修/高一種免(地理歴史)必修
	公民・社会科教育法Ⅱ	3		2	高一種免(公民)必修
	地歴・社会科教育法Ⅱ	3		2	高一種免(地理歴史)必修
	商業科教育法Ⅰ	3		2	高一種免(商業)必修
	商業科教育法Ⅱ	3		2	高一種免(商業)必修
	情報科教育法Ⅰ	3		2	高一種免(情報)必修
	情報科教育法Ⅱ	3		2	高一種免(情報)必修
	福祉科教育法Ⅰ	3		2	高一種免(福祉)必修
	福祉科教育法Ⅱ	3		2	高一種免(福祉)必修
	道徳指導法	1		2	中一種免必修 ※3
	特別活動指導法	1	2		
教育方法	2	2			

免許法施行規則に定める科目区分等	科目名	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
教職に関する科目	生徒・進路指導 ※「生徒指導(進路指導を含む)」より科目名変更	2	2		
	教育相談Ⅰ ※「教育相談(カウンセリングを含む)」より科目名変更	2	2		
	教育相談Ⅱ ※「カウンセリング」より科目名変更	3・4		2	※4
	教育実習指導	3	2		
	教育実習 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	4 4		4 2	1科目選択必修 ※5
教職実践演習	4	2		※6	
最低修得単位数	中一種免取得 32単位 高一種免取得 28単位				
教科又は教職に関する科目	生涯学習概論	3		2	(学芸員課程科目)
	教職インターンシップⅠ	2~4		2	※7
	教職インターンシップⅡ	3・4		2	※7
	道徳指導法	1		2	高一種免選択 ※3
最低修得単位数 ※8	中一種免取得 8単位 高一種免取得 12単位				
介護等体験 ※9	介護等体験	3		0	中一種免必修

- ※1 「教科教育法」は、取得する免許教科に応じて単位を修得する。
(例:「国語」の教員免許状取得希望→「国語科教育法Ⅰ～Ⅳ」の単位を修得する)
取得する免許教科以外の「教科教育法」の単位は、その免許を取得するための要件単位とならない。
- ※2 「英語科教育法Ⅰ～Ⅳ」は英文学科、「英語科教育法1～4」は交流文化学科の学生が対象となる。
- ※3 「道徳指導法」は、中一種免取得の際は、「教職に関する科目」の必修科目となり、高一種免取得の際は、「教科又は教職に関する科目」の選択科目となる。
- ※4 教職課程科目「カウンセリング」が「教育相談Ⅱ」に科目名変更されることに伴い、心理学科の学生は教育職員免許状取得のための履修方法が変更となる。注意事項は下記のとおり。
・2015年度までに、心理学科専門教育科目「カウンセリング」の単位を修得した場合は「教職に関する科目」の単位として算入し、教職課程科目「教育相談Ⅱ」を履修することはできない。
・2016年度に、心理学科専門教育科目「カウンセリング」の単位を修得した場合、「教職に関する科目」の単位として算入することはできない。「教職に関する科目」を履修する場合は、教職課程科目「教育相談Ⅱ」を履修する。
- ※5 教育実習については、中一種免のみもしくは中一種免と高一種免ともに取得希望の場合は「教育実習Ⅰ」を、高一種免のみ取得希望の場合は「教育実習Ⅱ」を履修する[学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録をすること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等(全研究科共通)」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと]。
- ※6 「教職実践演習」を履修するためには、次の条件を満たさなければならない[学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録をすること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等(全研究科共通)」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと]。
・「教育実習(中・高)」を履修中又は単位修得済みであること。
・教職課程が指定した期間に「教職履修カルテ」を提出し教員の面談をおこなっていること。
なお、最終的に「教職実践演習(中・高)」の単位が認定される学生は、「教育実習Ⅰ」又は「教育実習Ⅱ」の単位が認定された学生とすることを原則とする。
- ※7 2015年度入学生に開講する「教職インターンシップⅠ・Ⅱ」は、対象の学生のみ「教科又は教職に関する科目」として算入することができる。

- ※8 「教科に関する科目」
「教職に関する科目」
「教科又は教職に関する科目」 } から履修する。
- ※9 「介護等体験」は、中一種免取得の際に必修となり、介護等体験の申込み者を対象に、教職・司書・学芸員教育センターが登録する[学部生は各自所定の開講年次に必ず履修登録をすること。大学院生は大学院履修要覧「V. 所属する研究科以外における科目履修、聴講及び単位の認定等（全研究科共通）」を確認し、各自で履修登録をおこなうこと]。単位数は0単位のため、教員免許状取得のための要件単位数に加算されない。

2015年度入学生対象科目「教職プレパレーション」は、教員免許状取得のための要件単位数に加算されないが、「教育実習Ⅰ」もしくは「教育実習Ⅱ」履修年次と同じ年次で必ず履修すること。

▶教科に関する科目

学科のカリキュラム変更に伴い、科目名変更となった科目や本年度開講しない科目がありますので、「教科に関する科目」の履修にあたっては、各学部の『履修要覧』を参照してください。

2009年度以前入学者の履修科目については、教職・司書・学芸員教育センター・教学事務室で確認してください。

文学部 国文学科（2018年度入学者に適用）

中高一種（国語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語概説（音声言語及び文章表現を含む） ab	4		
	文章表現 ab	4		
	国語学講義 ab		4	
国文学 (国文学史を含む。)	国文学概論 ab	4		1科目選択必修
	国文学史（1） a	2		
	国文学史（1） b		2	
	国文学史（2） a		2	
	国文学史（2） b		2	
	国文学講義（1） 上代 ab		4	
	国文学講義（2） 中古 ab		4	
	国文学講義（3） 中世 ab		4	
	国文学講義（4） 近世 ab		4	
	国文学講義（5） 近代Ⅰ ab		4	
	国文学講義（6） 近代Ⅱ ab		4	
	国文学講義（7） 現代 ab		4	
	古典基礎		2	
古典文法基礎		2		
漢文学	中国文学講義 ab 漢文基礎	4	2	
書道※ (書写を中心とする。)	書道（書写を中心とする） ab	4		中一種免（国語）必修 国文学科専門教育科目
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

abの別のある科目は、一方のみの取得でも単位数は算入される。

ただし、必修科目は、必ずabともに単位を修得すること。

※高一種免の取得要件に「書道（書写を中心とする）a」、「書道（書写を中心とする）b」は算入されない。

文学部 国文学科（2010年度～2017年度入学者に適用）

中高一種（国語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語概説（音声言語及び文章表現を含む） ab	4		
	文章表現 ab	4		
	国語学講義 ab		4	
	国語学特殊講義 ことばの認知科学 ab		4	
国文学 (国文学史を含む。)	国文学概論 ab	4		
	国文学史（1） a	2		
	国文学史（1） b		2	
	国文学史（2） a		2	1科目選択必修
	国文学史（2） b		2	
	国文学講義（1）上代 ab		4	
	国文学講義（2）中古 ab		4	
	国文学講義（3）中世 ab		4	
	国文学講義（4）近世 ab		4	
	国文学講義（5）近代Ⅰ ab		4	
	国文学講義（6）近代Ⅱ ab		4	
	国文学講義（7）現代 ab		4	
	国文学特殊講義 王朝物語 ab		4	
	国文学特殊講義 仏教文学 ab		4	
	国文学特殊講義 和歌文学 ab		4	
	国文学特殊講義 近代詩 ab		4	
	国文学特殊講義 現代短歌 ab		4	
	国文学特殊講義 郷土文学 ab		4	
	国文学特殊講義 源氏物語 ab		4	
	国文学特殊講義 現代小説 ab		4	
古典基礎		2		
古典文法基礎		2		
漢文学	中国文学講義 ab	4		
	漢文基礎		2	
	国文学特殊講義 日本漢文学 ab		4	
書道※ (書写を中心とする。)	書道（書写を中心とする） ab	4		中一種免（国語）必修 国文学科専門教育科目
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

ab の別のある科目は、一方のみの取得でも単位数は算入される。

ただし、必修科目は、必ず ab とともに単位を修得すること。

※高一種免の取得要件に「書道（書写を中心とする） a」、「書道（書写を中心とする） b」は算入されない。

文学部 総合英語学科

中高一種（英語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	Introduction to English Studies : Language	1		
	English Pronunciation Practice I	2		
	English Pronunciation Practice II		2	
	Basic English Grammar	2		
	Fundamentals of English Grammar		2	
	Practicum in English Linguistics I		2	
	Practicum in English Linguistics II		2	
	Practicum in English Linguistics III		2	
	Corpus Linguistics		2	
	Sociolinguistics		2	
	Language & Culture		2	
	History of English		2	
Language Acquisition	2			
英米文学	Introduction to English Studies : Literature	1		
	Storytelling and Retelling I		2	
	Storytelling and Retelling II		2	
	Storytelling and Retelling III		2	
	Storytelling and Retelling IV		2	
英語コミュニケーション	Elementary English 3	2		
	Elementary English 4	2		
	Intermediate English 3		2	
	Intermediate English 4		2	
異文化理解	Film Studies III（イギリス文化探訪）	2		
	Film Studies IV（アメリカ文化探訪）	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

国
文

英
語

英
文

文学部 英文学科 (2016年度・2017年度入学者に適用)

中高一種 (英語)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	英語学概論 A	1		
	英語音声学 I	2		
	英語音声学 II		2	
	English Grammar I	2		
	English Grammar II		2	
	Practicum in English Linguistics I		2	
	Practicum in English Linguistics II		2	
	Practicum in English Linguistics III		2	
英米文学	英米文学概論 A	1		
	イギリス文学探訪	2		
	アメリカ文学探訪	2		
	Reading & Interpretation I		2	
	Reading & Interpretation II		2	
	Reading & Interpretation III		2	
	Reading & Interpretation IV		2	
英語コミュニケーション	English Collaboration I (Integrated skills)	2		
	English Collaboration II (Intensive Speaking)		2	
	Communication Strategy I (Advanced Interactive English)		2	
	Communication Strategy II (Academic English)		2	
	Communication Strategy III (Basic Career English)		2	
	Critical Thinking & Debate		2	
	Interlingual Communication I		2	
	Interlingual Communication II		2	
	English 4 (Speaking 1)		2	
	English 6 (Speaking 2)		2	
異文化理解	欧米思想	2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

文学部 英文学科 (2014年度・2015年度入学者に適用)

中高一種 (英語)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	英語学概論 A	1		
	英語音声学 I	2		
	英語音声学 II		2	
	English Grammar I	2		
	English Grammar II		2	
	Practicum in English Linguistics I		2	
	Practicum in English Linguistics II		2	
	Practicum in English Linguistics III		2	
英米文学	英米文学概論 A	1		
	イギリス文学探訪	2		
	アメリカ文学探訪	2		
	翻訳基礎 I (小説)		2	
	翻訳基礎 II (詩・演劇)		2	
	翻訳応用 I (小説)		2	
	翻訳応用 II (詩・演劇)		2	
英語コミュニケーション	English Collaboration I (Integrated skills)	2		
	English Collaboration II (Intensive Speaking)		2	
	Communication Strategy I (Advanced Interactive English)		2	
	Communication Strategy II (Academic English)		2	
	Communication Strategy III (Basic Career English)		2	
	Critical Thinking & Debate		2	
	Interlingual Communication I		2	
	Interlingual Communication II		2	
	English 4 (Speaking 1)		2	
	English 6 (Speaking 2)		2	
	異文化理解	欧米思想	2	
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

文学部 英文学科 (2010年度～2013年度入学者に適用)

中高一種 (英語)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	英語学概論 A	1		
	英語音声学 I	2		
	英語音声学 II		2	
	English Grammar I	2		
	English Grammar II		2	
	Practicum in English Linguistics I		2	
	Practicum in English Linguistics II		2	
	Practicum in English Linguistics III		2	
英米文学	英米文学概論 A	1		
	イギリス文学探訪	2		
	アメリカ文学探訪	2		
	英語圏文学 I (小説)		2	
	英語圏文学 II (詩・演劇)		2	
	英語圏文学 III (小説)		2	
	英語圏文学 IV (詩・演劇)		2	
英語コミュニケーション	English Collaboration	2		
	Critical Thinking & Debate	2		
	Interlingual Communication I		2	
	Interlingual Communication II		2	
	English 1 (Listening)		2	
	English 4 (Speaking 1)		2	
	English 6 (Speaking 2)		2	
異文化理解	欧米思想	2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

人間情報学部 人間情報学科

高一種（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
情報社会及び情報倫理	情報関係法 情報利用論	2	2	
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	情報処理論 プログラミング論 プログラミング演習1 (C) プログラミング演習2 (VB) プログラミング演習3 (Java)	2 2	2 2 2	
情報システム (実習を含む。)	システム設計・開発論 システム設計演習 データベース論 情報検索演習	2 2	2 2	
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	ネットワーク論 コンピュータネットワーク演習	2 2		
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	マルチメディアデザイン論 モデリング・シミュレーション演習 CG制作演習I CG制作演習II	2 2	2 2	
情報と職業	情報サービス論 キャリアデザイン (人間情報)		2 2	※1 1科目選択必修 ※2
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

※1 人間情報学科専門教育科目「情報サービス論」は、2016年度に読替となったが、読替先科目の「情報サービス論I」の単位を修得しても、教科に関する科目に含まれないため教員免許状取得に必要な単位としては、「情報サービス論」のみ参入できる。

※2 2016年度より、教科に関する科目として認定。そのため2015年度までに単位修得した人間情報学科専門教育科目「キャリアデザイン (人間情報)」は、教員免許状取得に必要な単位として参入できない。

心理学部 心理学科 (2018年度入学者に適用)

高一種 (公民)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
「法学 (国際法を含む)、 政治学 (国際政治を含む)」	法律学概論		2	上段2科目・下段2科目 どちらか選択必修
	国際法概論		2	
	政治学		2	
	国際政治論		2	
「社会学、経済学 (国際経済を含む)」	社会学概論		2	上段1科目・下段2科目 どちらか選択必修
	経済学概論		2	
	国際経済事情		2	
「哲学、倫理学、宗教 学、心理学」	哲学概論		2	2科目選択必修
	倫理学概論		2	
	宗教学概論		2	
	心理学概論 I	2		
	心理学概論 II	2		
	生理心理学概論		2	
	認知心理学概論		2	
	社会心理学概論		2	
	発達心理学概論		2	
	臨床心理学概論		2	
	学習・言語心理学		2	
	比較心理学		2	
	神経・生理心理学		2	
	青年心理学		2	
	感情・人格心理学		2	
	家族心理学		2	
産業・組織心理学		2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

心理学部 心理学科 (2017年度以前入学者に適用)

高一種 (公民)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
「法学 (国際法を含む)、 政治学 (国際政治を含む)」	法律学概論		2	上段2科目・下段2科目 どちらか選択必修
	国際法概論		2	
	政治学		2	
	国際政治論		2	
「社会学、経済学 (国際経済を含む)」	社会学概論		2	上段1科目・下段2科目 どちらか選択必修
	経済学概論		2	
	国際経済事情		2	
「哲学、倫理学、宗教 学、心理学」	哲学概論		2	2科目選択必修
	倫理学概論		2	
	宗教学概論		2	
	心理学概論Ⅰ	2		
	心理学概論Ⅱ	2		
	生理心理学		2	
	認知心理学		2	
	社会心理学		2	
	発達心理学		2	
	臨床心理学		2	
	学習心理学		2	
	比較心理学		2	
	神経心理学		2	
	青年心理学		2	
	人格心理学		2	
家族心理学		2		
産業・組織心理学		2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

健康医療科学部 スポーツ・健康医科学科

中高一種（保健体育）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
体育実技	体育実技 A 水泳（各種泳法・アクアビクス） *「スポーツ実技 A 水泳（各種泳法・アクアビクス）」より科目名変更	1		
	体育実技 B 陸上競技（競走・跳躍・投てき系） *「スポーツ実技 B 陸上競技（競走・跳躍・投てき系）」より科目名変更	1		
	体育実技 C 体づくり・器械運動（マット・鉄棒・跳び箱・平均台） *「スポーツ実技 C 体づくり・器械運動（マット・鉄棒・跳び箱・平均台）」より科目名変更	1		
	体育実技 D 体操・ダンス（創作・フォーク・リズム・エアロビック） *「スポーツ実技 D 体操・ダンス（創作・フォーク・リズム・エアロビック）」より科目名変更	1		
	体育実技 E 武道 1（剣道） *2016年度「体育実技 E 武道 I（剣道）」より科目名変更 *2013年度「スポーツ実技 E 武道 I（剣道）」より科目名変更		1	1 科目選択必修
	体育実技 F 武道 2（柔道） *2016年度「体育実技 F 武道 II（柔道）」より科目名変更 *2013年度「スポーツ実技 F 武道 II（柔道）」より科目名変更		1	
	スポーツ実技 G バレーボール	1		1 科目選択必修
	スポーツ実技 H バasketボール	1		
	スポーツ実技 I ハンドボール		1	
	スポーツ実技 J サッカー		1	
	スポーツ実技 K ラグビー		1	1 科目選択必修
	スポーツ実技 L ソフトボール *「レクリエーションスポーツ実技 L ソフトボール」より科目名変更		1	
	スポーツ実技 M テニス *「レクリエーションスポーツ実技 M テニス」より科目名変更		1	
	スポーツ実技 N 卓球 *「レクリエーションスポーツ実技 N 卓球」より科目名変更		1	
	スポーツ実技 O バドミントン *「レクリエーションスポーツ実技 O バドミントン」より科目名変更		1	1 科目選択必修
	スポーツ実技 P ゴルフ *「レクリエーションスポーツ実技 P ゴルフ」より科目名変更		1	
	野外実習 2（スキー） *2016年度「野外実習 I」より科目名変更 *2015年度「野外実習 I スキー」より科目名変更 *2013年度「レクリエーションスポーツ野外実習 I スキー（スノボー）」より科目名変更		1	
	野外実習 1（キャンプ） *2016年度「野外実習 II」より科目名変更 *2015年度「野外実習 II キャンプ・マリンスポーツ」より科目名変更 *2013年度「レクリエーションスポーツ野外実習 II キャンプ」より科目名変更		1	
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育学概論（原理・学史・文化史含む）		2
スポーツ心理学			2	
スポーツ経営管理学			2	
スポーツ社会学			2	
運動方法学		2		
生理学（運動生理学を含む。）	スポーツ生理学	2		
衛生学及び公衆衛生学	公衆衛生学（衛生学含む）	2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全）	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

福祉貢献学部 福祉貢献学科 社会福祉専攻 (2011年度～2015年度入学者に適用)

高一種 (福祉)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
社会福祉学 (職業指導を含む。)	社会福祉論Ⅰ	2		
	社会福祉論Ⅱ	2		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	高齢者福祉論Ⅰ	2		
	児童福祉論Ⅰ	2		
	児童福祉論Ⅱ		2	
	障害者福祉論Ⅰ	2		
社会福祉援助技術	相談援助の基盤と専門職Ⅰ	2		
	相談援助の基盤と専門職Ⅱ	2		
	相談援助の理論と方法Ⅰ		2	
	相談援助の理論と方法Ⅱ		2	
介護理論及び介護技術	介護概論	2		
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	社会福祉実習Ⅰ		2	1科目選択必修
	社会福祉実習Ⅱ		2	
	社会福祉実習指導Ⅰ	2		1科目選択必修
	社会福祉演習Ⅰ		2	
	社会福祉演習Ⅱ		2	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	医学概論	2		
	日常生活援助論	2		
加齢及び障害に関する理解	高齢者福祉論Ⅱ	2		
	障害者福祉論Ⅱ	2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

交流文化学部 交流文化学科

中一種（社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
日本史及び外国史	歴史学1（日本史）	2		2016年度以降入学者のみ適用
	歴史学2（世界史）	2		
	地域文化9（イスラムの文化と歴史）		2	
	日本政治外交史1（近代）		2	
	日本政治外交史2（現代）		2	
	欧米現代史		2	
	アジア現代史		2	
地理学 （地誌を含む。）	地理学	2		2018年度以降入学者のみ適用 2018年度以降入学者のみ適用
	地誌学	2		
	エスニシティ論		2	
	観光産業5（観光まちづくり論）		2	
「法律学、政治学」	地域理解1（くらしと法律）		2	1科目選択必修
	地域理解2（政治のしくみ）		2	
	交流文化1（国際関係入門）		2	2016年度以降入学者のみ適用 2016年度以降入学者のみ適用 2016年度以降入学者のみ適用
	交流文化5（南北問題）		2	
	交流文化7（国際機構）		2	
	交流文化8（国際交流）		2	
	国際法		2	
民法		2		
「社会学、経済学」	地域理解3（人と社会）		2	1科目選択必修
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用
	アジア経済論		2	
	地域理解5（地域開発）		2	2015年度以前入学者のみ適用
	地域理解6（地域福祉）		2	
	地域理解7（地域医療）		2	
	労働社会論		2	
	消費者行動論		2	
	国際政治経済事情		2	2015年度以前入学者のみ適用
国際金融ビジネス		2		
「哲学、倫理学、宗教学」	文化と宗教		2	1科目選択必修
	文化と思想		2	
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

2015年度以前入学者が2016年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

2017年度以前入学者が2018年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

交流文化学部 交流文化学科

高一種（公民）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	地域理解 1（くらしと法律）	2		2016年度以降入学者のみ適用 2016年度以降入学者のみ適用 2016年度以降入学者のみ適用
	地域理解 2（政治のしくみ）	2		
	国際法	2		
	交流文化 1（国際関係入門）		2	
	交流文化 5（南北問題）		2	
	交流文化 7（国際機構）		2	
	交流文化 8（国際交流）		2	
	民法		2	
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	地域理解 3（人と社会）	2		2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用 2015年度以前入学者のみ適用
	経済学	2		
	国際政治経済事情	2		
	ジェンダー論		2	
	アジア経済論		2	
	地域理解 5（地域開発）		2	
	地域理解 6（地域福祉）		2	
	地域理解 7（地域医療）		2	
	労働社会論		2	
	消費者行動論		2	
国際金融ビジネス		2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	心理学		2	1 科目選択必修
	文化と宗教		2	
	文化と思想		2	
	産業・組織心理学		2	
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

2015年度以前入学者が2016年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

交流文化学部 交流文化学科

高一種（地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
日本史	歴史学1（日本史）	2		
	日本政治外交史1（近代）		2	
	日本政治外交史2（現代）		2	
外国史	歴史学2（世界史）	2		
	地域文化9（イスラムの文化と歴史）		2	2016年度以降入学者のみ適用
	欧米現代史		2	
	アジア現代史		2	
	世界の建築史		2	2015年度以前入学者のみ適用
人文地理学 及び自然地理学	地理学	2		
	文化と健康		2	2015年度以前入学者のみ適用
	フィールドワーク論		2	
	観光文化1（観光文化論）		2	
	食文化論		2	
	地域理解4（民俗学）		2	
	エスニシティ論		2	
地誌	地誌学	2		
	観光産業5（観光まちづくり論）		2	2018年度以降入学者のみ適用
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

2015年度以前入学者が2016年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

2017年度以前入学者が2018年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

交流文化学部 交流文化学科

中高一種（英語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	言語文化1（英語学概論）	2		
	言語文化2（言語の形式）		2	
	言語文化3（言語の意味）		2	
	言語文化4（言語の習得）		2	
	言語文化5（言語と社会）		2	
	言語文化6（言語と談話）		2	
	ELS2（英語発音）		2	
英米文学	英文学	2		
	映像翻訳		2	
	文化翻訳1（英語）		2	
	英文学史		2	
英語コミュニケーション	通訳ガイド入門		2	
	ELS1（ベーシック・ライティング）		2	
	ELS3（時事英語①）		2	
	ELS4（時事英語②）		2	
	ELS5（クリエイティブ・ライティング）		2	
	ELS6（アカデミック・ライティング）		2	
	ELS7（スピード・リーディング）		2	
	ELS8（ビジネス・ライティング）		2	
	ECS1（インタラクション①）		2	
	ECS2（インタラクション②）		2	
	ECS3（ウェブ・イングリッシュ①）		2	2015年度以前入学者のみ適用
	ECS4（ウェブ・イングリッシュ②）		2	2015年度以前入学者のみ適用
	ECS5（ディスカッション）	2		
	ECS6（プレゼンテーション①）		2	
	ECS7（プレゼンテーション②）		2	
ECS8（ディベート①）		2		
ECS9（ディベート②）		2		
ECS10（英語通訳①）		2		
ECS11（英語通訳②）		2		
ECS12（英語翻訳①）		2		
ECS13（英語翻訳②）		2		
ECS14（ビジネス英語）		2		
ECS15（上級ディスカッション）		2		
異文化理解	地域文化7（北米）	2		
	地域文化8（オーストラリア）	2		
	コミュニケーション論1（コミュニケーション概論）		2	2016年度以降入学者のみ適用
	英語海外研修		4	
	英語教育海外研修		4	2015年度以前入学者のみ適用
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

2015年度以前入学者が2016年度以降入学者のみ適用の科目を履修しても、教免取得の単位には算入されない。

交流文化学部 交流文化学科（2015年度以前入学者に適用）

中高一種（中国語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
中国語学	中国語学概論	2		
中国文学	中国現代文学	2		1科目選択必修
	文化翻訳2（中国語）		2	
	中国文学史		2	
中国語コミュニケーション	CLS 1（中国語入門①）	4	4	
	CLS 2（中国語入門②）			
	CLS 3（中国語読解①）		2	
	CLS 4（中国語読解②）		2	
	CLS 5（中国語読解③）		2	
	CLS 6（中国語読解④）		2	
	CLS 7（中国語読解⑤）		2	
	CLS 8（中国語読解⑥）		2	
	CLS 9（中国語作文①）		2	
	CLS10（中国語作文②）		2	
	CLS11（中国語作文③）	2		
	CLS12（中国語作文④）		2	
	CCS 1（中国語会話①）		2	
	CCS 2（中国語会話②）		2	
	CCS 3（中国語会話③）		2	
	CCS 4（中国語会話④）		2	
	CCS 5（中国語聴解①）	2		
	CCS 6（中国語聴解②）		2	
CCS 7（中国語聴解③）		2		
CCS 8（中国語聴解④）		2		
CCS 9（ビジネス中国語）		2		
CCS10（時事中国語）		2		
CCS11（中国語通訳①）		2		
CCS12（中国語通訳②）		2		
異文化理解	地域文化3（中国）	2		
	中国ビジネス		2	
	中国語海外研修		4	
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

ビジネス学部 ビジネス学科（2018年度入学者に適用）

高一種（商業）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
商業の関係科目	マーケティングⅠ	2		
	マーケティングⅡ		2	
	プロモーションストラテジー		2	
	小売・流通の基礎知識		2	
	外国為替		2	
	会社学Ⅰ		2	
	会社法を学ぶ	2		
	簿記論Ⅰ	4		
	簿記論Ⅱ		4	
	財務会計Ⅰ		2	
	財務会計Ⅱ		2	
	原価計算Ⅰ		2	
	原価計算Ⅱ		2	
	経営分析Ⅰ		2	
	経営分析Ⅱ		2	
	データ分析とレポート作成 e ビジネス	2		2
職業指導	職業指導論	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

ビジネス学部 ビジネス学科（2016年度・2017年度入学者に適用）

高一種（商業）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
商業の関係科目	マーケティングⅠ	2		
	マーケティングⅡ		2	
	プロモーションストラテジー		2	
	小売・流通の基礎知識		2	
	外国為替		2	
	会社学Ⅰ		2	
	会社法を学ぶ	2		
	簿記論Ⅰ	4		
	簿記論Ⅱ		4	
	財務会計Ⅰ		2	
	財務会計Ⅱ		2	
	原価計算Ⅰ		2	
	原価計算Ⅱ		2	
	管理会計Ⅰ		2	
	管理会計Ⅱ		2	
	データ分析とレポート作成	2		
	e ビジネス		2	
	プログラミングⅠ（Visual Basic）		2	
ネットワークリテラシー		2		
ビジネスとマナー		2		
ビジネス英語Ⅰ		2		
職業指導	職業指導論	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

ビジネス学部 ビジネス学科 (2014年度・2015年度入学者に適用)

高一種 (商業)

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
商業の関係科目	マーケティングベーシック	2		
	マイクロマーケティング		2	
	リテールマネジメント		2	
	マクロマーケティング		2	
	国際ビジネストレンド		2	
	ビジネスマナー		2	
	ビジネス英会話		2	
	英文ビジネスレター		2	
	ビジネスジャーナルリーディング		2	
	民法 I	2		
	会社法 I		2	
	プログラミング I (Visual Basic)	2		
	ネットワークリテラシー	2		
	簿記論 I	4		
	簿記論 II		4	
	財務会計 I		2	
	財務会計 II		2	
	原価計算 II		2	
	管理会計 I		2	
	経営分析 I		2	
法人税法 I		2		
会計実務 I		2		
会計実務 II		2		
職業指導	職業指導論	2		
修得単位数 (合計)	20単位以上 (必修単位を含む)			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

ビジネス学部 ビジネス学科（2010年度～2013年度入学者に適用）

高一種（商業）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
商業の関係科目	マーケティング	2		
	ブランドマネジメント		2	
	リテールマネジメント		2	
	地域ビジネス（流通業）		2	
	国際ビジネストレンド		2	
	ビジネスマナー		2	
	ビジネス英会話		2	
	英文ビジネスレター		2	
	ビジネスジャーナルリーディング		2	
	民法Ⅰ	2		
	会社法Ⅰ		2	
	情報スキルⅣ	2		
	情報スキルⅢ	2		
	簿記論Ⅰ	4		
	簿記論Ⅱ		4	
	財務会計Ⅰ		2	
	財務会計Ⅱ		2	
	原価計算Ⅱ		2	
	管理会計Ⅰ		2	
	経営分析Ⅰ		2	
法人税法Ⅰ		2		
会計実務Ⅰ		2		
会計実務Ⅱ		2		
職業指導	職業指導論	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

各科目について、読替先の開講科目については、履修要覧を参照する。

ビジネス学部 ビジネス学科（2015年度以前入学者に適用）

高一種（情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
情報社会及び情報倫理	情報倫理	2		
コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）	情報処理概論Ⅰ 情報処理概論Ⅱ プログラミング応用Ⅰ IT エントリー	2 2	2 2	
情報システム（実習を含む。）	情報システム論Ⅰ（DB） 情報システム論Ⅱ（設計） 流通情報システム論 プロジェクトマネジメント	2 2	2 2	
情報通信ネットワーク（実習を含む。）	情報通信ネットワーク論 経営情報システム論 セキュリティとリスクマネジメント	2 2	2	
マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）	ビジネスプレゼンテーション コンピュータシミュレーション	2 2		
情報と職業	ITと職業倫理	2		
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

グローバル・コミュニケーション学部 グローバル・コミュニケーション学科

中高一種（英語）

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
英語学	Introduction to Linguistics	2		
	Morphology		2	
	Semantics		2	
	Syntax		2	
	Sociolinguistics		2	
	Language Acquisition		2	
	Applied Linguistics		2	
英米文学	American Literature	1		
	English Literature	1		
	英文学史		2	交流文化学科専門教育科目
英語コミュニケーション	Introduction to Communication	2		
	Basic Pronunciation Training		2	
	Advanced Pronunciation Training		2	
	Persuasion		2	
	Debate I		2	
	Debate II		2	
	Introduction to Translation and Interpretation		2	
異文化理解	Intercultural Communication	2		
	American Studies		2	
	British Studies		2	
	Introduction to Global Issues		2	
	Intercultural Training		2	
	Communication in Communities		2	
	Comparative Education		2	
修得単位数（合計）	20単位以上（必修単位を含む）			

(4) 特別支援学校教諭一種免許状の取得

文学部教育学科において、特別支援学校教諭免許状の取得が可能です。

他学部他学科の学生も、特別支援学校教諭免許状の取得に必要な所定の単位を修得し、幼・小・中・高等学校いずれかの教員免許状を併せ持つことによって、特別支援学校教諭免許状を取得することができます。

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、次の1～3が必要です。

1. 基礎資格
2. 単位の修得
3. 教育実習（特）

(4)-1 基礎資格

① 特別支援教育

■ 特別支援学校制度の創設

2006年（平成18年）、学校教育法等の一部を改正する法律により、2007年度（平成19年度）より特別支援学校制度が創設されることになりました。

従来、障害の程度が比較的重い幼児児童生徒に対して、障害の種類ごとに別々の学校制度（盲学校・聾学校・養護学校）と教員免許制度（盲学校教諭免許状・聾学校教諭免許状・養護学校教諭免許状）が設定されていました。ところが、幼児児童生徒の障害の重度・重複化と障害のある幼児児童生徒数の増加により、従来制度では対応が困難になってきました。

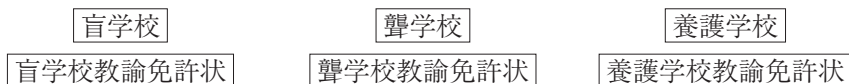
そこで、盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により複数の障害種別を教育の対象とすることができる学校制度として、特別支援学校が創設されるに至りました。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、小中学校等に準ずる教育をおこなうとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。すべての特別支援学校が、あらゆる種類の障害者の教育をおこなうのではないため、障害者に対する教育のうち当該学校がおこなうものを明示することになっています。

また、特別支援学校は、在籍する幼児児童生徒等に対する教育をおこなうほか、障害により教育上特別の支援を必要とする小中学校等の幼児児童生徒等の教育に関し、必要な助言又は援助をおこなうように努める役割も担っています。

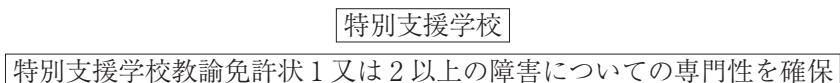
2006年度まで

学校制度
免許制度



2007年度より

学校制度
免許制度



■ 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校の創設により、盲学校教諭免許状・聾学校教諭免許状・養護学校教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状に改められることになりました。特別支援学校教諭免許状の授与に当たっては、免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得の状況等に応じて、1又は2以上の特別支援教育領域を定めて授与されます。

特別支援教育領域には、5領域、即ち ①視覚障害者に関する教育の領域 ②聴覚障害者に関する教育の領域 ③知的障害者に関する教育の領域 ④肢体不自由者に関する教育の領域 ⑤病弱者に関する教育の領域 があります。本学で取得できるのは、このうち知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域の3領域です。

取得できるのは3つの教育領域ですが、それ以外の領域である視覚障害、聴覚障害及び重複障害・学習障害〈LD〉等の障害領域（重複障害、言語障害、情緒障害〈自閉症を含む〉、学習障害〈LD〉、注意欠陥多動症〈ADHD〉）についての履修も定められています。

■ 特別支援学校教諭免許状取得の条件

特別支援学校教諭免許状取得のための基礎資格として、幼稚園・小学校・中学校・高等学校いずれかの教員免許状が必要です。特別支援学校教諭免許状を取得する場合には、本学で取得できる幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状を必ず取得しなければなりません。

特別支援学校教諭免許状のみの取得はできませんので、注意してください。

■ 本学における特別支援学校教諭免許状取得のためのカリキュラム

本学では、特別支援学校教諭免許状取得のための必修科目を27単位修得することにより、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭一種免許状を取得することができます。

特別支援学校教諭免許状取得のための科目は、「(4)-3 教員免許状取得に関する科目（特別支援学校教諭）」を参照してください。これらの科目は文学部教育学科専門教育科目として開講していますが、全ての科目が「他学部他学科開放科目」となっています。教育学科以外の学生は、履修要覧「他学部・他学科開放科目」も確認の上、履修をおこなってください。

(4)-2 教員免許状取得に関する科目（特別支援学校教諭）

特別支援教諭免許状の取得に関する科目の履修は、次の表のとおりです。単位数の必修、選択は、免許取得上の区分です。卒業要件上の区分ではありませんので、注意してください。

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育論	1	2		
免許状に定められる特別支援教育領域に関する科目	知的障害者の心理・生理・病理	3	2		
	肢体不自由者の心理・生理・病理	3	2		
	病弱者の心理・生理・病理	3	2		
	知的障害者の教育課程及び指導法	3	2		
	肢体不自由者の教育課程及び指導法	3	2		
	病弱者の教育課程及び指導法	3	2		
	知的障害者の指導	2	2		
	肢体不自由者の指導	2	2		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	障害者の心理・生理・病理	1	2		
	重複障害者の心理・生理・病理	3		2	
	言語障害者の心理・生理・病理	3		2	
	情緒障害者の心理・生理・病理	3		2	
	軽度発達障害者の心理・生理・病理	3		2	
	重複障害者の教育課程及び指導法	3		2	
	言語障害者の教育課程及び指導法	3		2	
	情緒障害者の教育課程及び指導法	3		2	
	軽度発達障害者の教育課程及び指導法	3		2	
	視覚障害者の指導	2	1		
	聴覚障害者の指導	2	1		
	発達障害者の指導	2	2		
	重複障害者の指導	2		2	
	言語障害者・情緒障害者の指導	2		2	
	障害者検査基礎	3		2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習（特）	4	3		
最低修得単位数	27単位				

(4)-3 教育実習

教育実習をおこなうための条件

- ① 次の条件を満たしていることが、「教育実習（特）」を履修するために必要です。実習の実施の可否については、教育学科内で審議・決定し、教職課程委員会の承認を得ます。
 - i) 幼稚園の教員免許状取得のための必要な単位〔「教育実習Ⅱ」、「教育相談」、「教職実践演習（幼）」を除く〕を履修済であること。
 - ii) 小学校の教員免許状取得のための必要な単位〔「教職実践演習（小）」を除く〕を履修済であること。
 - iii) 中学校又は高等学校の教員免許状取得のための必要な単位〔「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「教職実践演習（中・高）」を除く〕を履修済であること。また、2年次後期の累積GPA2.5未満の場合、教育実習をおこなうことができない場合があります。
- ② 教育実習校の受け入れ条件は「将来教職につくことを強く志す者」となっています。従って、教員採用選考試験を必ず受験してください。

申し込み

特別支援学校での教育実習を希望する学生を対象に3年次4月に教育実習（特）申し込みガイダンスをおこないます。ガイダンス開催の詳細は、CampusSquareや掲示で通知します。

「教育実習（特）」の構成と時間数

- ① 時間数
2週間の特別支援学校での教育実習に、本学での事前指導・事後指導を加えて3単位とします。
 - i) 事前指導（10時間）
 - ii) 教育実習（60時間）
 - iii) 事後指導（5時間）

特別支援学校教諭免許状のための特別支援教育に関する科目は、「教育実習（特）」（3単位）に事前・事後指導が含まれます。事前事後指導は、教育実習の期間等に合わせて実施します。教育実習のみで事前事後指導を受講しない場合は、単位を認定することはできません。また、大学での事前指導とは別に、実習校でも事前説明会・打ち合わせなどがおこなわれますので、注意してください。

実習校

特別支援学校でおこないます。

教育実習の実施時期

実習時期については、実習校又は教育委員会の指定により決定します。

(5) 栄養教諭一種免許状の取得

栄養教諭は、「児童生徒の栄養に関する指導及び管理をつかさどる」と規定されており、主な職務は、児童及び生徒の食に関する指導と学校給食の管理をすることです。

平成17年4月、学校における食に関する指導の推進に中心的な役割を担う「栄養教諭」制度が開始されました。人々が生涯にわたり心身の健康を保持増進していくためには、生活習慣の確立が重要であり、特に食習慣は、子どもの頃の習慣がその後の習慣に与える影響が大きいものとされています。しかし、近年、食生活の多様化が進み、子どもの食生活の乱れが指摘されています。栄養教諭は、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせる役割をもち、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待されています。また、他の教科、家庭、地域社会と連携して、食環境の改善に努めることも求められています。

健康医療科学部健康栄養学科において、栄養教諭一種免許状の取得が可能です。栄養教諭一種免許状を取得するためには次の1～3が必要です。

1. 基礎資格
2. 単位の修得
3. 教育実習

2019年度以降の教育職員免許状取得について

2019年度より、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教育職員免許状取得のための科目が変わります。

2018年度までの学部在籍学生で、卒業後（2019年度以降）、本学大学院に進学や科目等履修生を希望して、教育職員免許状の取得を目指したいという場合は、できるだけ早い時期に教職・司書・学芸員教育センターに相談してください。

(5)-1 基礎資格

基礎資格とは、教員免許状を取得するために必要な最低限の条件です。

栄養教諭一種免許状取得のための基礎資格は、大学を卒業し「学士」の学位及び「栄養士」の資格を有することです。

卒業要件単位は、健康医療科学部の履修要覧を参照してください。

(5)-2 単位の修得

栄養教諭一種免許状の取得に関する科目の履修は、次のとおりです。単位数の必修、選択は、免許取得上の区分です。卒業要件上の区分ではありませんので、注意してください。

教育職員免許状を取得するための最低修得単位数

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数
栄養教諭一種免許状	栄養に係る教育に関する科目	4
	教職に関する科目	24
	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8
修得単位数（合計）	36単位以上（必修単位を含む）	

栄養に係る教育に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養教育論	3	2		
食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養指導法	3	2		
修得単位数（合計）	4単位以上（必修単位を含む）				

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	開講年次	単位数		備考
			必修	選択	
教職の意義等に関する科目	教職入門	1	2		
	教師論	3・4		2	
教育の基礎理論に関する項目	教育原理	1	2		
	教育思想史	2・3		2	
	教育心理学Ⅰ	2	2		
	教育心理学Ⅱ	3・4		2	
	障害児の教育	2・3		2	
	教育制度 学級経営	1 3・4	2		2
教育課程に関する科目	教育課程	2	2		
	道徳指導法	1	2		
	特別活動指導法	1	2		
	教育方法	2	2		
生徒指導及び教育相談に関する項目	生徒指導	2	2		
	教育相談Ⅰ	2	2		
	教育相談Ⅱ	3・4		2	
栄養教育実習	教育実習（栄養教諭）	4	2		事前・事後指導 1単位を含む
教職実践演習	教職実践演習（栄養教諭）	4	2		
修得単位数（合計）	24単位以上（必修単位を含む）				

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	スポーツ科学		2	1科目選択必修
	健康と運動		2	
外国語コミュニケーション	Basic English 1		2	1科目選択必修
	English 1 (Listening)		2	
	English 4 (Speaking 1)		2	
	English 6 (Speaking 2)		2	
情報機器の操作	コンピュータリテラシーⅠ		2	1科目選択必修
	コンピュータリテラシーⅡ		2	
修得単位数(合計)	8単位以上(必修単位を含む)			

(5)-3 教育実習

教育実習実施の可否については、以下の条件を満たし、教職課程委員会において審議の上、決定します。

教育実習をおこなうための条件

- ① 2年次前期の累積 GPA が2.0以上であること。
- ② 教職教養チェックテストに合格すること。

・1年次前期履修登録後(5月初旬)に販売される指定年次『教職教養30月完成』(書き込み式の問題集、予定価格1,000円)を購入し、繰り返し自習した上で、3回おこなわれる「教職教養チェックテスト」を受験し、いずれかの回で合格すること(合格基準80点)。

■3回の「教職教養チェックテスト」で80点に達しない者は第4回目のテストを受験し85点以上を取ることを。

■2年次前期の累積 GPA が2.0に達しない場合は、第1回～第3回のいずれかのテストで合格基準80点を満たしても、第4回目のテストを受け、85点以上を取らなければならない。

■最多で4回受けることができる。不合格者の次年度以降の再挑戦は認めない。

☞ 「教職教養チェックテスト」実施時期

第1回：1年次3月、第2回：2年次5月、第3回：2年次9月、第4回：2年次12月

- ③ 3年次終了時まで下記に下記の単位を修得していること。

・「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の4分野について、各2単位

・「栄養教諭に係る教育に関する科目」について、「学校栄養教育論」と「学校栄養指導法」の4単位

・「教職に関する科目」について、「教育実習(栄養教諭)」「教職実践演習(栄養教諭)」以外の必修単位すべて

- ④ 4年次に、「教員採用試験」を必ず受験すること。教職課程委員会の指示に従い、その証明を提出すること。
- ⑤ すべてのガイダンスに出席していること。

⑥ 教育実習は通年科目であるため、実施年度は前期・後期継続して1年間大学に在学できること。

■ 休学・留学を考えている学生は、教職・司書・学芸員教育センターに速やかに申し出ること。

申し込み

栄養教諭の教育実習を希望する学生を対象に、教育実習（栄養教諭）申し込みガイダンスをおこないます。ガイダンス開催の詳細は、CampusSquare や掲示で通知します。**ガイダンスを欠席した場合、実習の申し込みは認められません。**

「教育実習（栄養教諭）」の構成と単位数

実習校（小学校もしくは中学校）での1週間の教育実習に、本学での事前指導・事後指導を加えて2単位とします。事前・事後指導は、教育実習の期間に合わせて実施します。教育実習のみで事前事後指導を受講しない場合は、単位が認定されません。また、大学での事前指導とは別に、実習校でも事前説明会・打ち合わせなどがおこなわれますので、注意してください。

実習校

実習校の決定に関わる事項の詳細は、CampusSquare や掲示で通知します。

教育実習の実習時期

実習時期については、実習校又は教育委員会の指定により決定します。

V. 学校図書館司書教諭

本学では、2017年度以前の入学生に学校図書館司書教諭資格取得のための科目を開講しています。所定の単位を修得し、小・中・高等学校及び特別支援学校のいずれかの教員免許状を併せもつことにより、文部科学大臣より学校図書館司書教諭講習の修了証書が授与されます（**司書課程の資格とは異なります**）。

1. 資格の概要

小・中・高等学校及び特別支援学校には、学校図書館又は図書室の設置が義務づけられています。学校図書館司書教諭の職務は、学校の図書や視聴覚教材などを収集・整理・保存して、児童・生徒・教員の利用の便を図ることです。

2. 履修条件

- 1) 3年生以上で、教員免許状を取得予定であること。
- 2) 既に小・中・高等学校及び特別支援学校のいずれかの教員免許状を取得していること。

3. 開講科目

次の表に示す、5科目10単位を修得してください。

開講科目は、2021年度に廃止予定のため、資格取得希望者は2020年度までに必ず履修し、単位を修得すること。

学校図書館司書教諭講習規程 における科目	授 業 科 目 名	単位数		開講 年次
		必修	選択	
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館*	2		3・4
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2		3・4
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2		3・4
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2		3・4
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2		3・4

* 2016・2017年度入学の人間情報学科の学生は、人間情報学科対象コマを履修すること。

4. 修了証書の授与

所定の単位（5科目10単位）を修得した者は、司書教諭の資格（学校図書館司書教諭講習の修了証書）の授与申請をおこなうことができます。授与申請は、卒業後（6月頃）に各自で必要な書類を整えて、学校図書館司書教諭講習の実施機関（愛知県内では愛知教育大学）でおこないます。申請後、翌年の3月頃に修了証書が送付されます。詳細は、文部科学省のホームページ又は学校図書館司書教諭講習の実施機関（大学）のホームページで確認してください。

注 意

学校図書館司書教諭は卒業と同時に授与される資格ではありません

教員採用試験願書等に誤った記載をしてしまう事例が多発しています。自治体によっては修了証書の授与を受けるまで資格取得者と認めない場合がありますので、**出願の際には各自で出願先の自治体によく確認して、その指示に従って願書を作成してください。**

VI. 教育職員免許状授与申請

教員免許状は免許法に定める単位を修得し、卒業要件を満たした者が都道府県の教育委員会に申請することによって授与されます。

1. 一括申請

免許状は本人が居住地の都道府県の教育委員会に授与を申請するものですが、その年度の新卒者に対してのみ、大学が申請を代行し一括して愛知県教育委員会に授与を申請します。一括申請では居住地を問わず、愛知県教育委員会に申請しますので、他府県在住者も申請してください。

対象者：3月に学部を卒業見込みもしくは大学院博士前期（修士）課程を修了見込みの学生（一括申請では、大学院生は専修免許状の申請に限られるため、大学院生で一種免許状のみを申請する場合は、個人申請となる。）

申請方法：4年次（大学院は2年次）に、以下のガイダンスにて申請手続きを2回おこなう

- ・1次申請（9月下旬～10月初旬）
- ・2次申請（12月上旬）

（ガイダンスの詳細は CampusSquare・掲示にて案内する）

なお、申請には費用がかかります（3,400円／1件 2017年度申請実績）。

「教育実習記録簿」、「介護等体験証明書」（小・中学校教諭一種免許状取得希望者のみ）を提出していない場合、一括申請はおこなえません。

2. 個人申請

一括申請の手続きをしなかった者や単位不足等の理由で卒業時に免許状を取得できなかった者が、卒業後に不足単位を修得した場合、個人で免許状申請手続きをすることになります。個人申請は居住地の都道府県の教育委員会に、卒業後もしくは不足単位修得後いつでも申請ができますが、免許状交付には申請から1ヶ月ほどかかります。個人申請をする学生は、教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）まで申し出てください。

対象者：新卒者で、一括申請しなかった者、卒業後に免許法に定める単位を修得した者

申請方法：教職・司書・学芸員教育センター又は教学事務室（所属キャンパスによる）へ申し出時に、申請方法を説明もしくは要項を配付する（愛知県のみ）

卒業後の4月から教職に就くなど、教員免許状を卒業後すぐに必要とする場合は、必ず一括申請の手続きをおこなってください。

注意

教員免許状は再発行できません

万が一教員免許状を紛失した場合、愛知県教育委員会（個人申請の場合は各自で申請した都道府県教育委員会）に問い合わせをしてください。

Ⅶ. 教員採用について

原則として退職者数とほぼ同数の新規採用があります。しかし、生徒数や学級数の変化によって教員の必要数は、年度末にならないと正確にはわかりません。したがって教育委員会では、採用候補者として採用試験合格者の名簿を作成し、名簿順位の高いほうから採用を決定していくことになります。まれに「試験の合格＝採用」にならないこともあります。

1. 教員採用選考試験

正式には「教員採用候補者選考試験（検査）」といいます。つまり、「教員の候補者として適した人材を選抜する試験」のことです。決して難しい試験ではありませんが、周到的な準備が必要です。多くの自治体（都道府県、政令指定都市）では以下のような試験を実施しています。筆記試験（専門、教職教養、一般教養）、論作文試験、人物試験（個人面接、集団面接、集団討論、場面指導、模擬授業、指導案・教材の作成等）、実技試験、適性検査（クレペリン、YG、MMPI等）。一次試験はマークシートの筆記試験を中心に集団面接等が課され、二次試験は専門に関する筆記試験、個人面接、集団討論、実技、模擬授業、論作文などが課されます。

- 1) **専門試験**：他の試験がよくても、ある程度点数を取らないと不合格になります。教える内容について広く、深い知識が必要になります。受験する校種の教科書をよく研究し、過去問にあたり万遍なく学習しなければなりません。学習指導要領、教授法についての知識も必要になります。
- 2) **教職教養**：(1)教育法規、教育原理、教育心理、教育史 (2)教育改革関連の答申・報告 (3)具体的な指導事例（いじめ、不登校、学級崩壊等）など範囲は多岐にわたりますが、時間をかけて勉強しておけば高得点が期待できます。
- 3) **一般教養**：人文科学、社会科学、自然科学、時事問題（環境、高齢社会、少子化、情報、医療、国際問題等）、自治体にちなんだ問題などがあります。過去問に取り組み、出題傾向や出題レベルを把握しておきましょう。
- 4) **論作文**：教員としての資質・能力・適性、教育への情熱が評価されます。教育についての知識、文章の論理性も重要な評価ポイントになります。構成を意識して、抽象論でなく、具体的な実践例を入れ、説得力のあるわかりやすい内容を心掛けましょう。字数は800～1,500字、時間は40～90分のところが多いようです。過去問を中心に継続して書き、添削を受けることが上達の基本です。教職・司書・学芸員教育センターでは、3年後期から指導を受け付けています。
- 5) **面接試験**：教師になりたい理由等基本的なことの他に、学校現場で必要とされる実践力、コミュニケーション能力、学習指導・生徒指導に関する考え方なども問われます。練習によって、確実に力は伸びますので、早い時期から仲間を作って取り組みましょう。教職・司書・学芸員教育センターでも4年前期から指導を受け付けています。
- 6) **実技試験**：体育、音楽、美術、家庭、英語等、実技を教える教科に課されています。
- 7) **適性検査**：性格検査の色合いが強い検査です。

2. 私立学校教員

私立学校は独自の教育方針や校風をもち、それぞれの学校にあった教員を採用するため、各学校が独自の試験を行い、試験の時期も一定していません。私立学校の教員を希望する人は、それぞれの学校のホームページをこまめにチェックするとともに、私学協会などを通じて情報を集めて準備しましょう。

3. 講師

正規の教員に欠員が生じた時、あるいは学校運営上の必要から一定の期限付きで任用される教員のことです。正規の教員とほぼ同じ待遇・勤務形態の「常勤講師」と、授業時間数を契約して授業だけを行う「非常勤講師」があります。どちらの場合も、教育事務所や教育委員会へあらかじめ登録しておく必要があります。自治体によっては面接をおこなうところもあります。年間を通じて需要はありますが、特に年度末が多く、場合によっては4月以降に任用されることもあります。なお、常勤講師には期限付講師（1年間）と臨時的任用講師（期間は一定でない）があります。

4. 教員を目指す学生への進路支援（「対策講座」等）

各自が計画を立てて試験の準備をするのが本来の姿ですが、一人ではなかなか学習が捗らないことも多いです。そのため、外部の業者による講座を校内で実施したり、教職・司書・学芸員教育センターの教員が添削や面接の指導をおこなっています。3年生では「教職教養Ⅰ」・「教職教養Ⅱ」の授業を開講しています。

また、実力を判定するために定期的に模試を実施しています。その他、教職・司書・学芸員教育センターでは教職課程履修、教員採用試験（公立、私立）、講師登録等、教職に関する相談や指導を行っています。原則として午前9時30分から午後4時まで教員が待機しています。

また、以下のように「教職対策講座」として、「教志会」学生部会が中心となって、教育現場での実践力を身に着けるための講座を開講していますので、積極的に参加してください。

	時期	内 容
第1回	4月～5月	教師力養成講座①「先輩に学ぶⅠ」 現場で活躍する先輩やベテランの先生による講話や授業実践
第2回	7月中旬	教員採用試験受験予定者（既卒者も含む）向け対策講座 一次試験に向けての対策
第3回	8月上旬	教員採用試験一次試験合格者向け対策講座 東海3県の採用試験（第二次試験）の形式に基づいた指導・アドバイス ①集団面接（集団討論） ②個人面接 ③英語実技 ④その他（模擬授業、スピーチ、自己PR等）
第4回	10月～11月	教師力養成講座②「先輩に学ぶⅡ」 最近の卒業生による授業実践と対話集会
第5回	12月中旬	教師力養成講座③「合格体験発表会」 教員採用試験合格者による受験体験談
第6回	1月下旬	教員養成特別講座「教科指導の最前線」 愛知県総合教育センターの先生方による先進的な模擬授業

5. 試験対策

まずは、①受験する校種、自治体を決める。②試験の内容を調べる。③過去の試験問題を調べる（どのような問題か知る）。④対策を考える。⑤自分に合った学習方法を考える。⑥計画を立てて実践する。

雑誌に載っているような理想的な計画は無理があります。実践できる計画を作成しましょう。

教職教養は学習した分だけ得点につながります。どのような問題集でもよいので最低3回は繰り返しください。3年生の終わりまでに3回できると理想的です。1回目は一番時間がかかりますが、きちんと納得してまとめながらおこなうと後が楽になります。くじけそうになることもありますが、気持ちがしっかりしていればもちます。教師は心身ともにタフでなければなりません。自分が現場で教えていることを具体的に想像しながら頑張ってください。

教職・司書・学芸員教育センターでは、論作文の添削や面接練習について受けつけています。積極的に利用して、教職への夢の実現につなげてください。

Where there is a will, there is a way.

6. 教員採用選考試験スケジュール

時期	内容	備考	その他（学内ガイダンス等）
4月	募集要項配布開始		・小学校資格認定試験ガイダンス ・教職対策講座（講演会）
5月	願書提出	・願書には志望動機・理由、自己PR等を記入する欄あり。	・願書のチェックを受ける。 ・名古屋市・岐阜県・三重県などの教員採用選考試験説明会の開催
6月			
7月	一次試験		・受験番号（受験票のコピー）を提出する*。
8月	一次試験合否発表 二次試験 私学適性検査		
9月			
10月	二次試験合否発表 （採用候補者名簿登載）		・講師登録説明会の開催
11月		補欠の繰上合格（11～12月頃）	
12月		補欠の繰上合格（11～12月頃）	・合格体験発表会 ・愛知県・岐阜県等教員採用選考試験説明会の開催
1月			
2月	採用内定		
3月	赴任校決定・最終面接	講師契約の連絡	・採用状況を「教員採用申告書」に記入し提出する*。

* 提出先：教職・司書・学芸員教育センター、教学事務室（所属キャンパスによる）

Ⅷ. 「教職実践演習」及び『教職履修カルテ』について

1. 教職実践演習

免許法施行規則の一部改正（2009年4月1日施行）により、2010年度入学生より、免許法上、「教職に関する科目」の必修科目として「教職実践演習」が開設されました。

「教職実践演習」は、教員として必要な資質能力を身につけたことを最終的に確認し、必要に応じて不足する知識・技能等を補い、卒業後、教員としての活動がより円滑に始められることを目的とした科目です。そのため、この科目は4年次後期（小免を除く）に開講されます。

また、この科目を履修するためには、教育実習を履修中又は単位修得済みであることと、「教職履修カルテ」の提出が必要です。

各学校種における「教職実践演習」の開講科目は次のとおりです。なお、「教職実践演習」の詳細は、開講主体の履修要覧・シラバス等で確認してください。

学校種	開講科目名	科目名
幼稚園	子ども福祉専攻専門中心科目	教職実践演習（幼）
小学校	教育学科専門教育科目	教職実践演習（小）
中学校・高等学校	教職課程科目	教職実践演習（中・高）
栄養教諭	教職課程科目	教職実践演習（栄養教諭）

2. 教職履修カルテ

教員免許状の取得を目指す学生は、1年次より段階的に教員免許状取得に必要な科目の学習内容・理解度を確認するために「教職履修カルテ」を作成しなければなりません。

教職課程科目「教職実践演習（中・高）」履修者は、指定された期間におこなわれる教職・司書・学芸員教育センター所属教員との面談（「教職履修カルテ」持参のこと）を通して、教員として不足している知識や技能を確認しながら、4年次「教職実践演習（中・高）」の授業にむけて「教職履修カルテ」を完成させていきます。

幼稚園・小学校の「教職履修カルテ」の作成については、開講主体の学科・専攻の指示に従ってください。

Ⅸ. 「教職インターンシップ」科目（2015年度以降入学者対象科目）について

2015年度以降の入学生を対象にして開講する教職課程科目で、教育現場に赴き、教職体験活動をおこなうことにより、実践力のある教師になるための資質向上を目指す。

「教職インターンシップ」の単位は、「教科又は教職に関する科目」として算入する。

1. 科目の概要

科目名	教職インターンシップⅠ	教職インターンシップⅡ
対象学年	2年次・3年次・4年次	3年次・4年次
活動時間	週1回（2校時間）年間30回程度（合計60校時間以上）	
開講期	通 年	
単位数	2 単 位	
内容	小学校、中学校、特別支援学校など、学校現場で必要とされる事柄全般	
活動先の例	・教育委員会や学校などと本学との連携協定に基づき、教育委員会等を通じて大学への派遣依頼や受け入れへの協力依頼があった活動先 ・学生自らが探して受け入れ可能となった活動先（ただし所定の活動時間を確保できること）	
開講主体	教職・司書・学芸員教育センター	

2. 履修にあたって

- 1) 履修登録希望者に対して、学内で選考をおこなう。選考に当たっては、意欲や成績等を勘案し、学校現場に送り出すに相応しいか否かを基準とする。選考を通過した学生は、事前指導を受ける。
- 2) 学生は週に1回活動し、日報を作成する。
- 3) 日報を基に大学の授業を通じて活動の報告をし、自己の課題等を見出す。
- 4) 学生は、2月の時点で一旦活動を総括し、レポートを提出する。
- 5) 学生は、学内で開催される「体験発表会」で一年の活動内容について発表する。
- 6) 各段階の指導については、科目担当教員が、各授業の折に学生への支援をおこなう。

X. 「教職教養」科目について

教員免許を取得すれば該当する校種や教科の教員として教壇に立つことが可能となりますが、正規の教育公務員となるには任命権を持つ各都道府県及び政令指定都市の教員採用選考試験を受け、合格しなければなりません。また私学の場合は一般的に教員適性検査が課せられることになります。

選考試験の日程や内容は各自治体によって異なりますが、おおむね次のような試験内容となっています。

1) 教職教養

教職に関する問題と一般教養に関する問題を多肢選択形式で回答します。4択ではなく、多い場合は10択ぐらいになる場合もあります。たいていは教職と一般教養あわせて60分で35問ぐらい出題されます。ある程度知識があつて時間があれば解ける問題もありますが、制限時間内に微妙な違いを判断するには相当な準備（学習）が必要であり、「理解し、暗記し、考えて」解くことが求められます。

2) 教科専門

希望する校種（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）の希望する教科（小学校全科・国語・英語・社会・地歴・公民・保健体育・商業・情報等）の知識・技能を問われる試験です。1次試験は選択型で2次試験は記述式としているところが多く、それぞれ60分程度です。教科の授業等で生徒への指導を行うに足る能力を身につけているかを判定するもので、難度はかなり高いものです。

3) 小論文

1次試験で課せられる自治体と2次試験で課せられる自治体とがあります。与えられた教育的課題について現状分析、対策、将来的展望など含めて自分の考えを述べます。60分で800字～900字としている自治体が多いのですが、複数のテーマを各200～300字で書くところもあります。テーマの捉え方、どのように論旨を展開して結論にもっていくか（構想）等を過去問等で練習し制限時間内で書く練習が必要です。

4) 口述試験

集団面接

5～8名の集団に分けられ、集団ごとに数名の試験官から質問を受けます。個別の質問もあれば同じ質問に各自が答える場面もあります。教育問題についてだけでなく、人格や教職への意志を問われる質問もあります。質問の意図を瞬時に理解し、落ち着いて答えられるようにするには、事前に何度も体験しておく必要があります。

集団討論

6～8名の集団に時事的な教育問題や学校現場での具体的な指導場面についてのテーマが与えられます。限られた時間のなかで集団としての結論を出すべく討論します。教員として必要なリーダーシップ、フォロアーシップがあるかどうか、建設的な意見が出せるかどうかの評価されます。メモをとることもできない状況で、人の意見を聞きながら自分の言いたいことも言うという過酷な状況でのテストです。冷静さが求められます。

個人面接

最終試験で行われることが多く、教員としての人格や適性を判断されます。3名程度の試験官から交互に質問されます。冒頭に場面指導を課すところもあります。場面指導はST等での具体的場면을提示され、どう対応するか、5分間程度を「先生になりきって」演じる試験です。事前に練習することで本番での緊張感が緩和されます。

「教職教養Ⅰ（前期）」「教職教養Ⅱ（後期）」では上記1)～4)にそなえて担当教員がオムニバス形式で授業を行います。採用試験までの日程を考えると、3年生で受講することが望ましいと考えます。

この科目は教員採用選考試験対策科目です。

「教職教養Ⅰ・Ⅱ」の単位を履修しても、教員免許取得に必要な単位に含むことはできません。

XI. 「教職プレパレーション」科目（2015年度以降入学者対象科目）について

教育実習の事前指導科目として、多様な課題を抱える教育現場で、円滑に教育実習がおこなえるよう、教職課程科目「教育実習指導」とは異なる内容でサポートしていきます。

教職課程科目「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習（栄養教諭）」を履修する学生は、必ず履修すること。

1. 科目の概要

科目名	教職プレパレーション
対象学年	4年次
開講期	前期
単位数	1単位
内容	1. ガイダンス 2. ハラスメントを考える 3. メンタルヘルスを考える 4. 願書作成トレーニング 5. 社会人としてのマナー 6. 講話トレーニング 7. メンタルトレーニング 8. 手紙の書き方 9. 記録簿作成トレーニング
開講主体	教職・司書・学芸員教育センター
授業形態	オムニバス

2. 履修の区分

- 1) 「教職課程科目」とする（科目群：「教職教養」）。
- 2) 教員免許状取得の単位には算入しない。

XII. 参考資料

1. 教員資格認定試験について

原則として教員免許状は、免許法の定める基礎資格を有し、かつ大学等で必要な単位を修得した場合に授与されます。ただし幅広く人材を求め、教員の確保を図るために、免許状授与の特例として、教員資格認定試験の合格者に対しても、免許状を授与することができることになっています。

教員資格認定試験に合格した場合、各都道府県に申請すれば、合格した校種・種目に応じて、免許状が授与されます。

1) 取得できる免許状（2017年4月現在）

認定試験の種類	種目	免許状の種類	免許教科等
小学校教員資格認定試験		小学校教諭二種免許状	
特別支援学校 教員資格認定試験	自立活動 (視覚障害教育)	特別支援学校自立活動教諭 一種免許状	視覚障害教育
	自立活動 (聴覚障害教育)	特別支援学校自立活動教諭 一種免許状	聴覚障害教育
	自立活動 (肢体不自由教育)	特別支援学校自立活動教諭 一種免許状	肢体不自由教育
	自立活動 (言語障害教育)	特別支援学校自立活動教諭 一種免許状	言語障害教育
幼稚園教員資格認定試験		幼稚園教諭二種免許状	

高等学校教員資格認定試験は、当分の間実施されません。

2) 受験資格

小学校教員資格認定試験

- (1) 大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、かつ62単位以上修得した者及び高等専門学校を卒業した者並びにこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
- (2) 高等学校を卒業した者又はその他大学(短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。)に入学する資格を有する者で、受験しようとする小学校教員資格認定試験の実施年度の4月1日における年齢が満20歳以上のもの

特別支援学校教員資格認定試験

- (1) 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者又はその他大学(短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。)に入学する資格を有する者で、受験しようとする特別支援学校教育委員資格認定試験の実施年度の4月1日における年齢が満22歳以上のもの
- (3) 高等学校卒業程度認定試験規則附属第4条表の上欄各号に掲げる者

■ 認定試験の実施種目は、年度によって異なるため注意すること。

幼稚園教員資格認定試験

(1)(2)のいずれかに該当する者で、かつ(3)に該当する者

- (1) 大学（短期大学を含む。）に2年以上在学し、かつ62単位以上修得した者、高等専門学校を卒業した者又はこれらの者と同等の資格を有すると認められる者
- (2) 高等学校を卒業した者その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。）に入学する資格を有する者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の実施年度の4月1日における年齢が満20歳以上のもの
- (3) 児童福祉施設・へき地保育所・認定こども園において、保育士として3年以上従事したもの（1月あたり120時間以上従事していない期間については本期間から除算する。）

3) 受験手続等

資格認定試験は、毎年前記(1)に定める認定試験の種類の中から、文部科学大臣が必要と認めるものについておこなわれます。認定試験の種類・種目、試験日程、その他試験実施に関しての必要事項は文部科学省のホームページの「教員資格認定試験」内に掲載されています。

2. 教育職員免許法（抜粋）

第二章 免許状

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するために行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
 - 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

中略

- 7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

中略

（効力）

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

中略

- 4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。
- 5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

中略

第四章 雑則

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

- 2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。
- 3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3. 介護等体験特例法（抜粋）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

4. 教職に関する情報について

1) CampusSquare

教職に関する連絡は、全て CampusSquare にておこないます。教育実習・介護等体験の申し込みが始まると、重要で緊急を要する連絡を CampusSquare を通じておこなうことが多くなります。連絡や情報の見落とし・見過ごしは、自身に不利益をもたらすだけでなく、教育実習や介護等体験施設・学校に、迷惑をかけることにつながります。授業日、休暇中の如何を問わず、毎日確認することを習慣づけてください。なお、見落としによって被る不利益については自己責任となります。

CampusSquare 使用に関する詳細はメニュー欄のダウンロードからのマニュアルを参照してください。

CampusSquare のメニューより「掲示」>「新着掲示」を選択すると、「授業連絡」欄、「個別連絡」欄、「お知らせ」欄があり、それぞれ次のような連絡を掲載します。

「授業連絡」欄

履修した授業の連絡事項が掲載されます。

「個別連絡」欄

大学から学生へ個別に連絡する際、例えば実習校から連絡があったときなどに使用します。

「お知らせ」欄

全体お知らせ（ガイダンス・説明会開催・教員対策講座の開催告知など）が掲載されます。

パソコンで確認する場合は、どの欄も連絡が入った場合は、「未読」のアイコンがつきます。内容を確認すると「未読」のアイコンが消え、配信者に既読であることが伝わります。

2) 教員採用・教員免許状に関する情報

文部科学省	http://www.mext.go.jp/ 教員免許更新制 教員資格認定試験 学習指導要領 法律・計画・政策に関する情報など
愛知県教育委員会	http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/ 教員採用試験 愛知の教育政策 講師登録 教員免許状申請 教員免許更新制 など TEL 小中：(052)954-6770 高：(052)954-6769
名古屋市教育委員会	http://www.city.nagoya.jp 事業計画 教員採用試験（職員採用情報） 教育サポートセンター TEL (052)972-3243
愛知県私学協会	http://www.aichi-shigaku.gr.jp/ 私学教員適性検査 TEL (052)957-1390

岐阜県教育委員会	http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku-bunka-sports/kyoikuiinkai/ 教員採用試験 岐阜の教育政策 講師登録 教員免許状申請 教員免許更新制 など TEL (058)272-8727
岐阜県私立中学高等学校協会	TEL (058)277-1141
三重県教育委員会	http://www.pref.mie.lg.jp/kyoiku/hp/ 教員採用試験 三重の教育政策 講師登録 教員免許状申請 教員免許更新制 など TEL (059)224-2959
三重県私学協会	TEL (059)225-5171

3) 講師登録についての情報

愛知県市町村立小・中学校		
尾張教育事務所	名古屋市中区三の丸 2-6-1 TEL (052)961-1856 【講師登録問合せ先】 丹波地方 TEL (052)961-1918 一宮市及び稲沢市 TEL (052)961-1884 愛日地方 TEL (052)961-1903	所管区域 一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、扶桑町
海部教育事務所	津島市西柳原町 1-14 TEL (0567)24-2190 【講師登録問合せ先】 TEL (0567)24-2194	所管区域 津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村
知多教育事務所	半田市出口町 1-36 TEL (0569)21-8111	所管区域 半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、武豊町、 南知多町、美浜町
西三河教育事務所	岡崎市明大寺本町 1-4 TEL (0564)27-2736 【講師登録問合せ先】 TEL (0564)27-2738	所管区域 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、 安城市、西尾市、知立市、高浜市、 みよし市、幸田町
東三河教育事務所	豊橋市八町通 5-4 TEL (0532)54-5111 【講師登録問合せ先】 TEL (0532)35-6191 TEL (0532)35-6192	所管区域 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

新城設楽支所	新城市石名号 20-1 TEL (0536)22-3125	所管区域 新城市
設楽教育指導室	北設楽郡設楽町大字田口 字小貝津 6-2 TEL (0536)62-0557	所轄区域 設楽町、東栄町、豊根村
愛知県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校		
公益財団法人愛知県 教育・スポーツ振興財団 教育振興課	名古屋市中区新栄 1-49-10 愛知県教育会館 2階 TEL (052)242-1588	教員人材銀行 http://www.aichi-kyo-spo.com/ education/jinzai/touroku.html
名古屋市立小・中・高・養護学校・幼稚園		
名古屋市教育サポート センター	名古屋市中区錦 3-16-6 名古屋市教育館 1階 TEL (052)961-0064	臨時講師の募集 教職インターンシップの募集

4) 学校ボランティア関連の情報

あいちの学校連携ネット	URL https://www.gakkourenkei.aichi-c.ed.jp/index.html	小・中学校などの学校現場で学習支援などをおこなう学生ボランティアの募集情報
名古屋市 教育サポーター ネットワーク事務局	URL http://www.ed-s.city.nagoya.jp/	教育に関する指導・支援を必要とする学校ボランティアの情報

5. 教育実習に関する礼状の書き方見本

拝啓 清暑の候、校長先生始め諸先生方におかれましては、ますますご清
栄のこととお慶び申し上げます。

この度の教育実習でお世話になりました、愛知淑徳大学の〇〇〇〇です。

おかげさまで、三週間の教育実習を無事終了することができました。こ
れもひとえに校長先生を始め諸先生方のご指導の賜物と感謝いたしており
ます。とりわけ、毎日遅くまで時間を割いてご指導くださいました担当の
〇〇先生には、どれだけお礼を申し上げても申し足りない思いでおります。
本当に有難うございました。

この教育実習での経験を糧に、憧れの教員生活を目指して、さらに一層
努力を重ねる決意を固め、大学に戻ってまいりました。今後とも、ご指導

ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、諸先生方のご健勝と〇〇果立〇〇高等学校のま
ますの発展をお祈りいたします。

敬具

平成三十年六月三十日

〇〇〇〇

〇〇果立〇〇高等学校長

〇〇〇〇 様

XII. 愛知淑徳大学「教志会」について

愛知淑徳大学からは、毎年90人ほどの「先生」が巣立っています。

平成27年8月、愛知淑徳大学「教育に志す者の会（略称：教志会）」が結成されました。

「教志会」は本学出身の「先生」と「先生を目指す学生」をつなぐ組織です。

大学在学中は本学出身の「先生」の力を借りて勉強し、「先生」になった後は「教志会」のネットワークを活かして、活躍の場を広げることができます。

「教志会」は、「先生を目指す学生」を強力にサポートし、卒業したあとも末永く「先生」を支え続けます。

「先生を目指す学生」は、「教志会」の企画するイベントに積極的に参加し、実践的な力を身につけるとともに、仲間のネットワークを作っていきます！

1) 「教志会」の目的：「先生」になるまでに……！ 「先生」になってからも……！

① 「先生」を目指す本学在学者あるいは既卒者の研修や互助的活動

☞ 「先生」になれるようにサポートします。

② 本学出身の「先生」相互の研修や互助的活動 ☞ 「先生」を続けていけるようにサポートします。

2) 「教志会」の運営：君のアイデアが「教志会」を作る！

「教志会」学生部の学生10人（有償ボランティア）が、イベントの企画や運営を行っています。

毎年春秋の2回、「教志会」学生部のスタッフを募集します。

「先生」を目指す先輩たちとともに、積極的に参加してください。

3) 主なイベント：

① 教師力養成講座（年4回）：

「先輩に学ぶⅠ」（5月）：4年生から教育実習や介護等体験の経験談を聞いたり、「先生」になった先輩から学校現場での経験談を聞いたりして、「先生」という仕事に対する理解を深めます。

「先輩に学ぶⅡ」（11月）：学校現場で活躍する先輩に「出前授業」をしていただき、教科指導の実際を体験したり、児童生徒の実態について知識を広めたりします。

「教員採用試験合格体験発表会」（12月）：教員採用試験を突破した先輩から、受験勉強の方法や心構えを直接伝授してもらいます。

「教員養成特別講座」（1月）：愛知県総合教育センターの授業のプロから、教科指導の最先端のノウハウを学びます。

② 「教志会」総会・情報交換会：原則毎年8月の第一土曜日に実施しています。先輩と現役生との貴重な交流の場です。[本年度は例外的に、8月9日(木)に開催予定]

③ 「講演会」：総会時には必ず実施しています。大学内外の講師による貴重なお話を聞くことができます。

④ 「教員採用試験対策講座」：3・4年生向け、既卒者向けなどの講座を6月の週末や夏休みに実施しています。

⑤ 『教志会研究年報』の発行：毎年3月に発行しています。卒業生からの投稿も受け付けています。

⑥ 「教科別勉強会」：2017年度より始めました。国語教育研究部会、英語教育研究部会があります。国語教育研究部会は、毎月一回例会を開催し、本学出身の「先生」と在学生在が協働的に教材研究を行い、授業の方法について実践的に学んでいます。

本気で「先生」を目指すなら、あなたも「教志会」へ！

11号棟1階「教職 司書 学芸員 教育センター」では、「教志会」学生部のスタッフが交代で活動しています。「教志会」のことや教職のこと、なんでも気軽に声をかけてみてください。きっと、笑顔で相談に乗ってくれます。

Ⅳ. 教職・司書・学芸員教育センターについて

教職・司書・学芸員教育センターは、教職・司書・学芸員を志望する学生を支援する施設です。センターでは、教員採用選考試験の情報を提供するほか、試験対策のための参考書、問題集の閲覧や貸し出しの便宜を図ります。また、地域の学校等でのボランティア募集についての情報を集約し、活動についての支援をおこないます。

相談ブースでは、教職課程の教員が直接、学生からの相談に応じます。積極的に活用してください。

1. 利用について

場 所	教職・司書・学芸員教育センター（事務室併設）：長久手キャンパス11号棟1階 星が丘分室：星が丘キャンパス1号館5階
利 用 資 格	本学学生及び卒業生 ※設備等の利用制限あり
利 用 時 間	授業期間：9:00～18:30 通常授業期間外：9:00～17:00 ※星が丘分室は、所属教員による相談ブース開設時のみ開室します。
休 室 日	土・日・祝日（ただし授業日は除く）、本学の定める休日等
利用上の注意	飲食厳禁、携帯電話充電など電源等の私的利用厳禁。資料・設備等の使用ルール厳守

2. 教職を目指す学生への支援

1) 採用選考試験対策指導

論作文や願書の添削、個人面接の練習、集団討論の練習、模擬授業の練習について指導・支援を必要とする場合は申し出てください。教職課程担当教員が常時受け付けています。有志学生の勉強会についてもアドバイスをおこないますので、困ったことがあれば、随時申し出てください。

センターには、学校の教室と同じ黒板が設置されていますので、板書練習を希望する学生は申し出てください。

2) 参考書・問題集

最新の参考書・問題集を閲覧することができます。受験する教科や自治体の出題傾向に応じた勉強を進めましょう。

3) 雑誌・新聞

専門の雑誌と新聞を閲覧に供しますので、積極的に活用してください。

3. 教職・司書・学芸員教育センター主催の行事等

- 1) 教職対策講座：実践的な指導力を身につけるために、現場の教員による講演会や勉強会を開催。
- 2) 教員採用試験説明会：各教育委員会による説明会を開催。
- 3) 教員採用選考試験合格体験発表会：教員採用選考試験に合格した先輩の体験談を聞く機会を提供。
- 4) 「学校体験」活動発表会
- 5) 各種講演会：現職教員・教育現場関係者の講演を通してキャリア意識を醸成。
- 6) その他：愛知県総合教育センター、地域教育委員会との連携事業。

4. ホームページについて

教職・司書・学芸員教育センターの詳細については、以下の URL で確認してください。
<http://www.aasa.ac.jp/institution/tlcc/>

5. 教職・司書・学芸員教育センターの施設・物品の利用一覧

(長久手キャンパス)

施設・物品名	利用	利用制限・注意	予約	予約制限・期間等	手続き 書類等
学生スペース	可	椅子・テーブルを自由に移動して利用してよい 長時間にわたる独占は慎む	椅子・机の予約可	課程に関わる使用目的のみ可 1コマ単位と昼休で貸出 予約は2コマまで	利用申請書
ミーティングルーム	可	教職員優先 学生(PC利用者優先)は空きがあれば、当日予約可	可	教職員優先 学生(PC利用者優先)は空きがあれば当日予約可	利用申請書
相談ブース	不可	学生の単独利用は不可	不可		
検索用PC 2台	可	長時間にわたる独占は慎む	不可		
ノートパソコン 2台※	可	使用目的が課程に関わる場合のみ利用は1コマ単位 利用中は事務で学生証を預かる 室外への持ち出し禁止	不可		利用申請書 学生証
書籍/視聴覚資料閲覧	可	貸出可の書籍以外、室外への持ち出し禁止 書き込み、付箋の貼付も禁止 視聴覚資料の閲覧は2資料/回	不可		利用申請書 (視聴覚資料のみ)
【教職】書籍類貸出	可	一人5冊貸出可 期間4～10月1週間、11～3月2週間 連続の貸出不可 返却遅延者は貸出不可	不可		図書貸出票
【司書】書籍類貸出	可	一人2冊貸出可 期間2週間	不可		
【学芸員】書籍類貸出	可	一人3冊貸出可 期間2週間	不可		
【学芸員】資料・ピックアップチャレール※	可	学芸員課程履修者のみ可 教員同伴による利用に限る	可	教員の許可を受ける必要がある	利用申請書 学生証
黒板	可	1コマ単位と昼休で貸出 使用時にチョーク等の貸出あり	可	1コマ単位と昼休で貸出 予約は2コマまで	利用申請書
電子黒板	可	1コマ単位と昼休で貸出	可	1コマ単位と昼休で貸出 予約は2コマまで	利用申請書
一般教室	可	模擬授業利用目的のみ可 教室の指定はできない 使用時にマーカの貸出有	可	模擬授業利用目的のみ可 教室の指定はできない 使用時にマーカの貸出有	模擬授業教室予約簿

利用の際は、カウンターで手続きをしてください。

なお、※印の利用の間は、カウンターで学生証を預かります。

6. 教職・司書・学芸員教育センター利用上の注意

- 1) 多くの皆さんが利用できるように、施設・物品の長時間の利用や、返却期限を守らないなどの行為は慎んでください。
- 2) センター内での飲食は厳禁です。
- 3) センター内の私的な電源の使用は厳禁です。見つけ次第、センター職員が本人の同意を得ず、電源利用を中止します。
- 4) 私的なネットワークの利用・悪用は厳禁です。また学内外の安全を脅かすような事もおこなってはなりません。見つけ次第、センター職員がネットワークの切断もしくは利用の中止を命じます。
- 5) センター内のプリンターやコピー機の利用は、センター運営上の目的のみとします。教員・学生は利用可能な施設で利用してください。
- 6) 学生が利用できるセンター内の PC は、保存や設定を変更することができません。データの保存は各自で USB などの記憶媒体でおこなってください。
例えば持参した機器等の故障・データ消失・PC 不具合による課題提出の遅延など、センター内の電源・PC 利用による事故について、センターはその責を負いません。そのため、大切な機器・データの取扱いは自己責任のもと管理してください。
- 7) 施設・物品の利用の際に、学生証提示を求める場合があります。また、学芸員資料・ノート PC など一部の物品の利用については、学生証を預かりますのでご了承ください。
- 8) センター内のみ利用可能な物品は、センターの外に決して持ち出さないでください。また、取扱いに注意が必要な物品もありますので、注意してください。
- 9) 利用・予約については、必ず利用者が申し込んでください。申請者でない者が利用していたことが発覚した場合は、利用を取り消します。
- 10) 利用開始時刻20分を超えても予約申請者が来なかった場合は、キャンセルとみなし、他の利用希望者に使用を許可します。
- 11) 利用後は、利用者が原状復帰してください。ごみは各自で持ち帰ってください。
- 12) 施設・物品の最終利用時刻は、センター閉室10分前までとします。

7. 愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター規程第1条第2項の規程に基づき、愛知淑徳大学教職・司書・学芸員教育センター（以下「センター」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 センターは、教員免許状・司書・学芸員資格取得にかかわる利用を第一義的な目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用出来る者（以下「利用者」という。）は、次の通りとする。

- (1) 愛知淑徳大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生を含む）
- (2) 本学の教職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教職・司書・学芸員教育センター長（以下「センター長」という。）が許可した者。

(利用日及び利用時間)

第4条 センターの利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時30分までとする。ただし、学則に定める通常授業期間（定期試験を含む。）以外における利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規程にかかわらず、センター長が必要と認めたときは、利用日及び利用時間を変更することができる。

(閉室日)

第5条 センターの閉室日は次の通りとする。ただし、センター長が必要と認めたときは、臨時に閉室することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（ただし、本学が授業日と定めた場合を除く。）
- (3) 夏季休業期間8月12日から17日まで
- (4) 冬季休業期間12月29日から翌年1月3日まで

(遵守事項)

第6条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可の必要な設備・物品を利用するときは、事前に届け出て許可をうけなければならない。
- (2) 許可された以外の目的で使用してはならない。また、その一部もしくは全部を転貸してはならない。
- (3) 使用の届け出を変更する場合は、直ちに所定の書式をもって許可を受けなければならない。
- (4) 火器の使用、飲食、喫煙、その他利用者の迷惑となる行為を禁ずる。
- (5) 利用の際には、ネットワークの悪用を厳に慎み、情報倫理を遵守しなければならない。

(利用の停止・取消等)

第7条 利用者が、前条に定めるものに加え、その他本規程及びセンター長が指示する事項を遵守しないときは、センター長が利用の停止又は利用の許可の取り消し、あるいは利用の制限をすることができる。

(損害賠償)

第8条 利用者が、建物、設備、物品等を故意または不注意により、滅失、破壊、汚損したときはその損害を弁償しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教職・司書・学芸員教育センター運営委員会の議を経てセンター長が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関して必要な事項は、必要に応じて教職・司書・学芸員教育センター運営委員会においてこれを定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

教員採用試験 学習計画 (スケジュール)

教職・司書・学芸員教育センター

月	1年	2年	3年	4年
	行事	学習計画	行事	学習計画
4月	入学式 新入生ガイダンス 文学部種数免許状取得プログラム説明会 前期授業開始～7月	履修カルテ説明会・面談(中高) 教育実習(小)申込ガイダンス 前期授業開始～7月	教育実習直前ガイダンス(小) 教育実習申込ガイダンス(特支) 介護等体験申込ガイダンス(教育・学芸) 前期授業開始～7月 川崎市教育委員会説明会 堺市教育委員会説明会	教職プレレバレッジ(中高) 教育実習直前ガイダンス(特支) 前期授業開始～7月 川崎市教育委員会説明会 堺市教育委員会説明会 面接指導開始(集団・個人)～7月
5月	「教職教養基礎問題集」販売(チェックテストのテキスト) 部活動、ボランティア活動、アールパイト等色々々と経験すること も大切。その経験が教師になっても役に立つ。	小学校教員資格認定試験説明会 教職教養チェックテスト②(中高)	教育委員会説明会(名古屋市、岐阜市、三重) 小学校教員資格認定試験説明会 教育実習(小)～11月	教育委員会説明会(名古屋市、岐阜市、三重) 願書の書き方講習 願書チェック 教育実習(中高)～11月
6月	教師力養成企画Ⅰ(教志会)	教師力養成企画Ⅰ(教志会)	介護等体験事前指導(教育学・材料除く) 教師力養成企画Ⅰ(教志会)	教師力養成企画Ⅰ(教志会)
7月	他学科教員免許状取得ガイダンス 教志会総会	教職教養チェックテストが9月にある。これが最後のチャンスです。絶対合格を。 教志会総会に参加して情報収集を。	教志会総会 介護等体験～11月	教員採用試験対策講座(1次) 教員採用選考試験1次(愛知・名古屋市・岐阜・三重) 教志会総会 教員採用選考試験2次(愛知・名古屋市・岐阜・三重)
8月	教育に志す者の会「教志会」。在学生、OB・OG、職員からなる会である。気楽に総会に参加しよう。	教志会総会に参加して情報収集を。 介護等体験は、運動靴・生着の準備は必要。 教志会総会に参加して情報収集を。 介護等体験は、運動靴・生着の準備は必要。	教志会総会 介護等体験～11月	教志会総会 教員採用選考試験2次(愛知・名古屋市・岐阜・三重)
9月	後期授業開始～11月	後期授業開始～11月 教職履修カルテ提出及び面談(中高)	後期授業開始～11月 教職履修カルテ提出及び面談(中高)	後期授業開始～11月
10月		介護等体験ガイダンス(小中)		講師登録説明会 教員免許状一括申請(1次)
11月	教師力養成企画Ⅱ(教志会)	川崎市教育委員会説明会 教師力養成企画Ⅱ(教志会) 教育委員会説明会(愛・岐・三)～12月	川崎市教育委員会説明会 教師力養成企画Ⅱ(教志会) 教育委員会説明会(愛・岐・三)～12月	教師力養成企画Ⅱ(教志会)
12月	合格試験発表会(教志会)～1月	教職教養チェックテスト④ 愛知県・名古屋教育実習申込説明会(小) 合格試験発表会(教志会)～1月	愛知県・名古屋教育実習申込説明会(中高) 合格試験発表会(教志会)～1月	教員免許状一括申請(2次) 合格試験発表会(教志会)～1月
1月	教員養成特別講座(教志会)	堺市教育委員会説明会 教育実習申込ガイダンス(中高) 教員養成特別講座(教志会)	堺市教育委員会説明会 教員養成特別講座(教志会)	教職履修カルテ提出及び面談(中高) 教員養成特別講座(教志会)
2月		教職対策講座(東京アカデミー・時事通信社)～3月	教職対策講座(東京アカデミー・時事通信社)～3月	
3月	教職教養チェックテスト①(中高)	介護等体験申込者ガイダンス(教育学科除く) 教授対策模範試験(東京アカデミー・時事通信社)～4月	教育実習直前ガイダンス(中高) 教授対策模範試験(東京アカデミー・時事通信社)～4月	卒業式 教員免許状授与 卒業おめでとう。4年間の思い出を大切に。我教には「教志会」がある。困ったことがあれば、教職・司書・学芸員教育センターへ。教志会の積極的な参加を切望する。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

